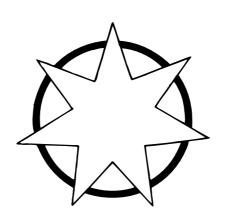
# 令和6年度

# 税務概要



青 森 市

# 目 次

0		育森⋷	לנט בן	陇乡	붓																												
	1	位置	置 •	•	•	•	•	•			•		•		•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•		•	•	•	1
	2	面积	責 •			•																											1
	3	人口	J .																														1
	4	世帯	<b></b>																														1
	5		核市																														1
	6		入 ] 及 [	7 Ñ H	出井	5数	ī	推	秄																								1
	Ü		<b>-</b> /	O • E	- 11	1 %	(0)	, 1100	יכרי																								
_		٠. ١																															
0	1	総括			_								_																				
	1	令和	16∶	年月	更一	一般	会	計	当	初	予	算		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	2
	2		<b>1</b> 6∶																													•	2
	3		いこ																•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	3
	4	市和	兑調!	定客	頁σ.	)推	移	; (	現	.年	謀	秭	纺	混	最終	(호		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	3
	5	市和		年月	医另	リ決	算	状	況	,																							4
	6	市利	・ 発	の負	負担	北	況	調	(	収	八	、済	客	頁)																			5
	7	市利	兑等(	の崩	武詞	徴	収	112	要	す	٠ چ	絡	星	計	刮																		6
	8		务機										•																				7
	9		5 A				-				_	1																					8
	Ü	1763.	/J 11·II /	<b>9</b> /\-	T 34	<b>~</b> ~ 7		- 171	,	a	, п	ני																					Ü
0		市民和	兑																														
	1	個丿	、市ノ	民科	兑	•	•			•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	9
		(1)	調気	官額	り	推	移						•		•	•	•	•		•					•	•	•			•	•	•	9
		(2)	特別	別徴	如如	納	税	義	務	者	数	の	推	移	,																		9
		(3)																														1	1
			所征																													1	5
		(5)	所																														6
		(6)	非訓					•																									7
		(7)	事					M.	±#	Ŧ夕		_	_	_	_			_	_		_		_	_				_	_	_			_
		(8)																													-	Ĩ.	7
			退转										6	ולדו (	ी <del>र</del> ा									•	•	•	•	•	•	•	•	1	-
		(9)						-					• •	• • 7/	• . ///				• ===					•	•	•	•	•	•	•	•		8
		(10)	令和																												•		8
			所行			図	冢	者	0)	1	人																		٠			1	
	2		し市.			•	•	•	•	•	•																						
		(1)	月月	訓訓	定	'額	調	(	現	年	課	税	分	•)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
		(2)	均等	<b>等害</b>	川納	税	義	務	者	数	調		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
0		固定資	<b>資産</b>	税																													
_	1	調気	宮額(	のキ	隹移	<del>}</del>																										2	3
	•	(1)	· 兴:	≵Л≣I	国党	· : 好	ī	推	移	. (	ŢĘ	ケ		跃	á 수	( {																2	3
		(2)		火司	, , , , II 수	- 25	i M	拼	. 12	; '	、 で TE	什	ᄩ	いり	。 う イン	, , }\															_	2	3
	2	一調 (1) (2) 納和	(以) (主)	アンログ	三 米	⊦ጥ ተጠ	, <del>1</del> 4	· 」止 : <b>: : : : : : :</b>	137 /	<del>7</del>	が	╷┿ ┧┍╘	- [] 	ト1) 	しノ. - \	, /																2	ဂ ပ
	_	क्यात: (1)	ル我( ・	コカキ とTT 幺	コダ 山野	人の	沙	・1タ マ <del>タ</del>	· ·⊁h	エ	177 144	好	、火 Z	∧⊥ (#	ーノ 5 新	<u></u> 4	- - 1	, L	- - \	-	_	_	_	_	_	_	_	_	-	-	_	2	0
		(2)																															
		(Z)		ヤノJ É	<b>3 J</b> 4	ᄓᅥ	ᆥᇄ	ነ ጥ ነተ	. <del>IV</del>	11º	i 1	ι <del>'</del> ⁄2'\	ιU	ノポ	ト イス	•	( <del>'</del>	r.	т. 🗔	ע!	λ_E	_ )		•	•	•	•	•	•	•	•	/	

3	資産別推科	多(総数)				•	•	•					•		•		•	•	•	•		•	2	4
	(1)土地																•	•	•			•	2	4
	資産別推利 (1)土地 (2)家屋 (3)償却資																						2	5
	(3)償却資	資産・・																					2	5
4	十批●家居	その平均の	<b>涆格</b>	家	屋棉	帯岩	5 뎄	ന	単	欱	当·	t- I	U a	り付	肝杉	ζ							2	6
	(1) 土地の	)地目別	平均価	格	(1	平征	辆	)	調														2	6
	(2)家屋 <i>0</i>	)種類別	平均価	格	(≣	平征	辆	)	調														2	6
	(3) 家屋槽	造別の	単位半	1-	り信	· 肝杉	外調	•															2	6
5	交付金(公	7. 付確定	· .— — 額)			•																	2	7
Ŭ	(1) 土地の (2) 家屋の (3) 家屋構 交付金(3)	か推移	-I.T./																				2	7
	(2)交付金	· 首定標	進始部																				2	7
6																							_	′
O	国		本語は	· 計	ᇄ	ਦ ੬ਿ <i>ਨ</i>	国に	元	•	<i>*</i> ~	么.	٠.											2	0
7	評価審査申 固定資産評	·四 街. 小体家本:	且明才 禾吕 <i>春</i>	·1/\ ·/\	ルマ	ᆂ	という	笙	-	_		_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	2	0
,	凹足貝炷品	「叫番旦:	女只工	(0)	<del>  [  [</del>	<b>∓1</b> /	へルし	ন	,	-	-	-	•	•	-	-	-	-	-	-	-	-	_	0
0	諸税																							
1	軽自動車税	说(種別	割)						-														2	9
	軽自動車	■税(種類	川割)	課	税台	一类	ط کا	誧	定	額	等(	かキ	隹叐	名									2	9
2		ž																					3	1
	市たばこ	税調定額	額等σ	推	移																		3	1
3	入湯税 •																						3	1
	入湯税訓	まま おまま おまま おまま おまま おまま おまま おまま かんしょう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	の推移	ζ.																			3	1
4	鉱産税 •																						3	2
•	鉱产税訓	宇額等。	の推移	ζ.																			3	2
5	<u> </u>		· 1Œ15																				3	2
J	<ul><li> 鉱産税 ・</li><li> 鉱産税訓事業所税</li><li> 事業所税</li></ul>	說調定額(	の推移	ζ.																			3	2
0	譲与税及び交	を付金の	既要																					
1	譲与税 • 交付金 •					•		•	-						•		•	•	•			•	3	3
2	交付金 •					•		•	-						•		•	•	•			•	3	4
3		付金等				•	•		-	•			•	•	•		•	•	•				3	
0	譲与税と交付																							
1	譲与税の年 交付金の年 地方特例交	度別推	多 •			•		•	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	6
2	交付金の年	度別推	多 •					•							•		•	•	•			•	3	7
3	地方特例交	を付金等(	の年度	別	推移	<del>2</del>	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	8
		_																						
0	国民健康保险																							
1	年度別国係 年度別医療	<b>於加入状</b>	况 •			•	•	•	-	-		•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	9
2	年度別医療	話費費	用額負	担	区分	Ì	(-	般	+	退	職	)	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	
3	療養の給付 年度別保険	」(診療	費)			•	•	-	-	-		•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	9
4	年度別保險	段税賦課:	伏況	医	療り	(化		•	-	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	9
5		<b>段税負担</b> 額	額調			•		•	-	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•		3	
6	令和5年度	を 保険税 (	の軽減	状	況			-	-						•		•		•			•	3	9
7	年度別徴収	又実績調																					4	0

0	)	徴収																												
	1	収約	内率調																	•									4	1
	2	財産	全差押	狀	況訂	周		•																		•			4	1
	3	不約	内欠損	処	分の	りお	と汚	訓	ij									•		•									4 4	1
	4	納和	兑貯蓄	組	合訂	周	•	•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	4	2
		(1)	納税	貯	蓄組	合	普	及					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	4	2
		(2)	納税	貯	蓄組	合	納	付	実	績	į		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	4	2
0	)	その作	也																											
	1		月等に																										4	
	2	令和	116年	度	納和	兑通	鱼知	킡	計(こ	. 関	りす	- 2	5割	吉				•		•									4	4
	3	減的	もに関	す	る記	周	(수	잒	15	年	E 虏	Ę)																	4	4
0	)	青森市	†の税	制																										
	1	令和	116年	度	市和	兑σ	) –	- 鬒	表	<u> </u>	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	4	5
	2	税署	軽の変	遷	•			•										•		•									5	1

# 青森市の概要

広ぼう 東西 38.9km 南北 40.7km

2 面 積 824.61 km<sup>2</sup> (令和6年4月1日現在 国土地理院公表)

3 人 口 265,073 人 (令和6年4月1日現在)

4 世 帯 数 136,059 世帯 (令和6年4月1日現在)

5 中 核 市 平成18年10月1日中核市へ移行

令和6年4月1日現在 青森市外61市

函館市・旭川市・八戸市・盛岡市・秋田市・山形市・福島市・郡山市・いわき市・水戸市・宇都宮市・前橋市・高崎市・川越市・川口市・越谷市・船橋市・柏市・八王子市・横須賀市・富山市・金沢市・福井市・甲府市・長野市・松本市・岐阜市・豊橋市・岡崎市・一宮市・豊田市・大津市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市・奈良市・和歌山市・鳥取市・松江市・倉敷市・呉市・福山市・下関市・高松市・松山市・高知市・久留米市・長崎市・佐世保市・大分市・宮崎市・鹿児島市・那覇市

#### 6 人口及び世帯数の推移

(各年1月1日賦課期日現在)(単位:人、世帯)

区分	人口	世帯数	1k㎡当たり 人 ロ	1k㎡当たり 世 帯 数	1 世 帯 当たり人口
平成27年度	295,898	136,561	358.8	165.6	2.17
平成28年度	293,066	136,713	355.4	165.8	2.14
平成29年度	290,137	136,744	351.8	165.8	2.12
平成30年度	287,574	136,975	348.7	166.1	2.10
令和元年度	284,531	137,006	345.0	166.1	2.08
令和2年度	281,232	136,888	341.0	166.0	2.05
令和3年度	278,446	137,347	337.7	166.6	2.03
令和4年度	275,099	137,258	333.6	166.5	2.00
令和5年度	271,544	137,074	329.3	166.2	1.98
令和6年度	265,073	136,059	321.5	165.0	1.95

# 総括

# 1 令和6年度一般会計当初予算

歳		入			歳		出	
		千円	%	合	計		千円	%
		128,624,000	100.0	П	āl		128,624,000	100.0
1 市	税	33,563,211	26.1	1 議	会	費	599,786	0.5
2地 方譲 与	税	966,792	0.8	2 総	務	費	12,676,672	9.9
3 利 子 割 交 作	金	17,310	0.0	3 民	生	費	58,867,634	45.8
4配当割交付	金	83,889	0.1	4 衛	生	費	9,093,161	7.1
5 株式等譲渡所得割3	付金	83,888	0.1	5 労	働	費	30,726	0.0
6法人事業税交	付 金	506,739	0.4	6 農	林水産業	費	1,526,711	1.2
7地方消費税交	付 金	6,935,901	5.4	7 商	エ	費	1,959,997	1.5
8ゴルフ場利用税交	付金	20,505	0.0	8 ±	木	費	11,977,281	9.3
9環境性能割交		79,888	0.1	9 消	防	費	4,157,472	3.2
10 国 有 提 供 施 市 助 成 交	設 等 付 金	3,080	0.0	10 教	育	費	10,955,648	8.5
11 地 方 特 例 交	寸 金	1,354,450	1.1	11 災	害 復 旧	費	1	0.0
12 地 方 交 付	税	28,838,627	22.4	12 公	債	費	15,590,260	12.1
13 交 通 安 全 5 分 分 分 分 分 分 分 分 分	t 策 金	33,966	0.0	13 諸	支 出	金	1,088,651	0.8
14分担金及び負	担 金	558,049	0.4	14 予	備	費	100,000	0.1
15 使 用 料 及 び 手	数 料	1,499,064	1.2					
16国 庫 支 出	金	29,430,054	22.8					
17 県 支 出	金	9,161,678	7.1					
18 財 産 収	入	295,641	0.2					
19 寄 附	金	858,689	0.7					
20 繰 入	金	3,430,283	2.6					
21 繰 越	金	1	0.0					
22 諸 収	入	3,545,737	2.8					
23 市	債	7,356,558	5.7					

#### 2 令和6年度市税当初予算の内訳

					千円	%						千円	%
市		民		税	14,224,891	42.4	卡	た	ば	J	税	2,215,716	6.6
	( )	ち	個	人	11,686,503	34.8	鉱		産		税	337	0.0
	う	ち	法	人	2,538,388	7.6	入		湯		税	46,167	0.1
固	定	資	産	税	16,161,344	48.2	事	業		所	税	0	0.0
	う	ち	純	固	16,016,676	47.8							
	う	ち交	付	金	144,668	0.4							
軽	自	動	車	税	914,756	2.7							
П	う	ち 種	別	割	820,086	2.4							
	<u>_う ち</u>	5 環 境	性 能	割	94,670	0.3							
			į	計								33,563,211	100.0

# 3 歳入に占める市税等の割合調(決算)

(単位:千円、%)

		年 度	等	3		4		5	
区	分		/	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市			税	34,065,114	23.6	34,298,236	24.8	34,457,870	24.0
譲	与税・	交 付	金	9,397,329	6.5	9,106,154	6.6	9,070,470	6.3
地	方 交	付	税	30,106,454	20.9	29,229,794	21.1	30,178,884	21.0
使	用料•	手 数	料	1,483,866	1.0	1,662,850	1.2	1,523,545	1.1
国	庫 支	出	金	42,477,644	29.5	36,415,813	26.3	37,687,453	26.3
市			債	11,172,219	7.8	7,893,754	5.7	9,123,571	6.3
そ	の		他	15,380,364	10.7	19,842,578	14.3	21,489,293	15.0
合			計	144,082,990	100.0	138,449,179	100.0	143,531,086	100.0

# 4 市税調定額の推移(現年課税分最終)

(単位:千円、%)

		左 安 安 3							T					- 1		(-			7, 70	$\stackrel{\prime}{\lnot}$		
		_	年	度	等			3					4						5			
<b>⊠</b>	5	· 分	_	_	_	調	定	額	前	年 比	調	定	額	前	年」	比	調	定	額	前	年 比	L
市		民			税		15,288	,744		101.6		15,009	,562		98.	2		15,025	,563		100.1	
個	人						12,305	,265		99.1		12,278	,234		99.	8		12,481	,176		101.7	,
		均	2	等	割		467	,357		99.5		464	,011		99.	3		458	,288		98.8	;
		所	í	导	割		11,837	,908		99.1		11,814	,223		99.	8		12,022	,888,		101.8	;
法	人						2,983	,479		113.6		2,731	,328		91.	5		2,544	,387		93.2	
		均	2	等	割		873	,206		99.1		882	,737		101.	1		861	,128		97.6	;
		法	人	税	割		2,110	,273		121.0		1,848	,591		87.	6		1,683	,259		91.1	
固	定	資	į	産	税		15,636	,355		97.8		16,138	,830		103.	2		16,325	,061		101.2	
純日	固定資	産稅	ź				15,491	,982		97.8		15,997	,055		103.	3		16,179	,491		101.1	
		土			地		4,475	,571		98.3		4,460	,737		99.	7		4,461	,433		100.0	)
		家			屋		7,673	,565		93.7		8,148	,975		106.	2		8,273	,759		101.5	;
		償	却	資	産		3,342	,846		107.8		3,387	,343		101.	3		3,444	,299		101.7	,
交	付 金						144	,373		94.0		141	,775		98.	2		145	,570		102.7	,
		交	1	<b>寸</b>	金		144	,373		94.0		141	,775		98.	2		145	,570		102.7	,
軽	自	動		車	税		793	,058		103.9		855	,150		107.	8		874	,072		102.2	
		種	5	訓	割		758	,367		103.3		780	,247		102.	9		805	,857		103.3	}
		環	境ᅦ	生能	割		34	,691		117.5		74	,903		215.	9		68	,215		91.1	
市	た	ば		J	税		2,117	,875		106.9		2,254	,231		106.	4		2,252	,619		99.9	)
鉱		産			税			390		101.0			325		83.	3			304		93.5	,
入		湯			税		25	,755		110.5		36	,810		142.	9		46	,549		126.5	;
合					計		33,862	,177		100.2		34,294	,908		101.	3		34,524	,168		100.7	

#### 5 市税の年度別決算状況

(単位:円、%)

		= 度	等		3			4			5	::円、%)
区分		<u></u>	,	調定額	収 入 額	収入率	調定額	収 入 額	収入率	調定額	収 入 額	収入率
市	-		税	35,852,768,017		95.01	35,943,463,818		95.42	35,972,829,820		95.79
現	ź	<b>=</b>	度	33,862,176,876	33,590,363,969	99.20	34,294,908,300		99.19	34,524,169,053	34,213,135,731	99.10
滞	納	繰	越	1,990,591,14	474,750,043	23.85	1,648,555,518	282,817,157	17.16	1,448,660,767	244,734,544	16.89
市	民	;	税	15,948,356,613	15,364,639,364	96.34	15,592,983,321	15,023,663,938	96.35	15,549,443,764	15,005,438,053	96.50
個			人	12,914,654,717	12,324,644,788	95.43	12,824,925,553	12,286,164,947	95.80	12,972,938,422	12,460,325,761	96.05
	現	年	度	12,305,265,565	12,189,782,867	99.06	12,278,234,108	12,166,904,720	99.09	12,481,175,914	12,352,510,054	98.97
	滞	納絹	褪越	609,389,152	134,861,921	22.13	546,691,445	119,260,227	21.81	491,762,508	107,815,707	21.92
法			人	3,033,701,896	3,039,994,576	100.21	2,768,057,768	2,737,498,991	98.90	2,576,505,342	2,545,112,292	98.78
	現	年	度	2,983,478,500	3,021,295,596	101.27	2,731,327,700	2,731,845,325	100.02	2,544,387,600	2,539,817,582	99.82
	滞	納絹	褪越	50,223,396	18,698,980	37.23	36,730,068	5,653,666	15.39	32,117,742	5,294,710	16.49
固定	資	産	税	16,905,628,720	15,757,395,325	93.21	17,155,897,794	16,127,945,611	94.01	17,209,709,993	16,280,485,295	94.60
純	固定	資 궑	€税	16,761,256,120	15,613,022,725	93.15	17,014,122,794	15,986,170,611	93.96	17,064,139,793	16,134,915,095	94.55
	現	年	度	15,491,982,600	15,309,758,505	98.82	15,997,055,400	15,837,812,094	99.00	16,179,491,700	16,010,911,243	98.96
	滞	納額	越	1,269,273,520	303,264,220	23.89	1,017,067,394	148,358,517	14.59	884,648,093	124,003,852	14.02
交	f	<b>寸</b>	金	144,372,600	144,372,600	100.00	141,775,000	141,775,000	100.00	145,570,200	145,570,200	100.00
	交	付	金	144,372,600	144,372,600	100.00	141,775,000	141,775,000	100.00	145,570,200	145,570,200	100.00
軽(	動	車	税	845,401,723	789,984,112	93.44	902,915,711	855,112,420	94.71	913,903,324	872,213,804	95.44
種	7.	訓	割	810,711,123	755,293,512	93.16	828,013,011	780,209,720	94.23	845,688,024	803,998,504	95.07
	現	年	度	758,366,800	746,428,440	98.43	780,247,300	770,664,973	98.77	805,856,500	796,461,013	98.83
	滞	納額	越	52,344,323	8,865,072	16.94	47,765,711	9,544,747	19.98	39,831,524	7,537,491	18.92
環	境巾	生能	割	34,690,600	34,690,600	100.00	74,902,700	74,902,700	100.00	68,215,300	68,215,300	100.00
	現		度	34,690,600	34,690,600	100.00	74,902,700	74,902,700	100.00	68,215,300	68,215,300	100.00
市た			税	2,117,875,46	2,117,875,461	100.00	2,254,231,167	2,254,231,167	100.00	2,252,619,439	2,252,619,439	100.00
現		Ŧ	度	2,117,875,46	2,117,875,461	100.00	2,254,231,167	2,254,231,167	100.00	2,252,619,439	2,252,619,439	100.00
滞		繰	越		0		0	0		0	0	_
鉱	産		税	389,900	1	100.00		325,000	100.00	303,800	303,800	100.00
現		¥	度	389,900		100.00		325,000	100.00	303,800	303,800	100.00
滞	納	繰	越		0		0	0		0		_
入	湯		税	34,694,700		100.04		36,957,525	100.40	46,548,600	46,727,100	100.38
現		手	度	25,754,850		100.06		36,957,525	100.40	46,548,600	46,727,100	100.38
滞		繰	越	8,939,850		100.00		0		0		-
	業 	所 ——	税	420,900	1	28.51	300,900	0	0.00	300,900	82,784	27.51
現		丰	度址		0		0	0	-	0		-
滞	納	繰	越	420,900	120,000	28.51	300,900	0	0.00	300,900	82,784	27.51

# 6 市税等の負担状況調(収入済額)

					年	度	3	4	5
×	<u> </u>	分			<u> </u>		3	4	5
			決	算	額	(千円)	34,065,114	34,298,236	34,457,870
市		利	市民	1人当	当たり	(円)	124,894	127,458	129,994
			1 世	帯当	たり	(円)	249,049	251,288	253,257
_		1:	<u>,</u>	算	額	(千円)	12,324,645	12,286,165	12,460,326
市(	民 個	人	が市民	1人当	当たり	(円)	45,186	45,657	47,007
`	"-		1 世	帯当	たり	(円)	90,105	90,015	91,580
	<b>占</b> 次	<del>-,</del> 1:	<u>,</u>	算	額	(千円)	15,613,023	15,986,171	16,134,915
	定 資固定資			1人当	当たり	(円)	57,243	59,407	60,870
.,, 5		\		帯当	たり	(円)	114,146	117,123	118,588
±⊽	占 私	<del>+</del> 1:	<u>,</u>	算	額	(千円)	755,294	780,210	803,999
軽 ( ;	自 動種 別		引市民	1人当	当たり	(円)	2,769	2,899	3,033
`	1 733	н,	1 世	帯当	たり	(円)	5,522	5,716	5,909
			決	算	額	(千円)	2,117,875	2,254,231	2,252,619
市	たば	こり	市民	1人当	当たり	(円)	7,765	8,377	8,498
			1 世	帯当	たり	(円)	15,484	16,516	16,556
			決	算	額	(千円)	390	325	304
鉱	産	利	市民	1人当	当たり	(円)	1	1	1
			1 世	帯当	たり	(円)	3	2	2
			決	算	額	(千円)	34,710	36,958	46,727
入	湯	利	市民	1人当	当たり	(円)	127	137	176
			1 世	帯当	たり	(円)	254	271	343
			決	算	額	(千円)	120	0	83
事	業	所 利	市民	1人当	当たり	(円)	0	0	0
			1 世	帯当	たり	(円)	1	0	1

<sup>(</sup>注) 国民健康保険税については、p.39~40を参照してください。

# (参考) 住民基本台帳調

(単位:人、世帯)

年 度	人口	世帯数	基 準 日
3	272,752	136,781	令和4年4月1日
4	269,095	136,490	令和5年4月1日
5	265,073	136,059	令和6年4月1日

# 7 市税等の賦課徴収に要する経費調

(単位:千円、%、人)

											(月	<u> 单位:千円、%、人)</u>
×		 分				年	<u> </u>	Ę	英	4	5	6(見込)
				(1)	市			_	税	34,298,236	34,457,870	33,664,880
税	収	入	額	(2)	個 .	人の	県	民	税	8,073,131	8,189,828	8,120,833
				(3)	合				計	42,371,367	42,647,698	41,785,713
				(4)	基		本		給	342,817	361,008	367,773
				(5)	諸		手		当	198,129	200,872	215,530
				1	超	過勤	務	手	当	33,883	29,366	28,482
				П	税	務特	别	手	当	517	494	593
	人	件	費	٨	そ (	の他	の	手	当	163,729	171,012	186,455
徴				(6)	報				膕	13,879	14,459	23,466
				(7)	そ		の		他	123,537	123,629	128,473
				(8)	小				計	678,362	699,968	735,242
				(9)	旅				費	106	104	442
税	需	用	費	(10)	そ		の		他	430,825	404,870	374,414
1元				(11)	小				計	430,931	404,974	374,856
				(12)	納期	前納	付の	報奨	睁	0	0	0
				1	住		民		税	0	0	0
	報奨:	金及び	これ	П	固	定	資	産	税	0	0	0
費	に類	する糸	圣 費	(13)	納稅	貯蓄	組合	補助	金	1,919	1,712	1,076
				(14)	納	税	報	奨	金	0	0	0
				(15)	そ		の		他	0	0	0
				(16)	小				計	1,919	1,712	1,076
	(17)	そ			の			他		0	0	0
	(18)	合						計		1,111,212	1,106,654	1,111,174
				(19)	納税 準に	義務を	者数等 途額	等を基	Ł	414,746	414,547	397,332
県」	民税省	牧収取:	扱 費	(20)	報 奨 する		)額	に相	当	0	0	0
				(21)	合				計	414,746	414,547	397,332
(22	2)	(1	8)	_		(21	)			696,466	692,107	713,842
税」	収入(	見込)	額に		(18	) /	(3)			2.6	2.6	2.7
対	する徴	税費の	割合		(22	) /	(1)			2.0	2.0	2.1
徴	税	職員	数	徴	税		職		員	113	114	117

(R6. 4. 1現在)

						(R	6. 4	. 1均	<u>t仕)</u>
部名	課名	チーム名	   事 務 内 容	副参事	徴収特別 別策室長	主幹	主査	主事	計
		課長		-	_	-	-	-	1
	納	税制企画チーム	1 歳入の収納対策及び総合調整に関する事項 2 市税の基本的調査、企画及び調整に関する事項 3 納税思想の宣伝奨励に関する事項 4 地方譲与税及び交付金に関する事項 5 納税貯蓄組合に関する事項 6 未収債権の回収及び不良債権の整理に関する事項			1	3	4	8
	税	収納管理チーム	7 債権の管理に係る監理及び指導に関する事項 8 部内事務の連絡調整及び部内の他課に属しない事項 1 市税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納管理 及び決算に関する事項			1	5	4	10
	支		<ul><li>2 公金口座の払込み及び県民税の払込み事務に関する事項</li><li>1 市税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収に</li></ul>						
	援課	徴収チーム	関する事項 2 徴収嘱託及び受託に関する事項 3 市税の証明に関する事項 4 自動車臨時運行許可に関する事項 (市民課の分掌に係る事項を除く)			3	6	14	23
税		徴収特別対策室 滞納整理チーム	<ul><li>1 市税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納処分に関する事項</li><li>2 国保医療年金課の分掌に係る返還金その他の債権の管理に関する事項</li></ul>		1	1	1	4	7
		小 計		0	1	6	15	26	49
		課長		_	ı	-	-	_	1
務部	市民税	諸税チーム	1 課の庶務に関する事項 2 法人市民税の賦課、調定、不服申立て及び減免に関する事項 3 軽自動車税(種別割)の賦課、調定、不服申立て及び減免に関する事項 4 市たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課、調定、不服申し立て及び減免に関する事項 5 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識に関する事項 1 特別徴収に係る個人市民税の賦課、調定、不服申立て			1	3	0	4
	課	特別徴収チーム	及び減免に関する事項 2 県民税報告に関する事項			1	2	3	6
		普通徴収チーム	1 普通徴収に係る個人市民税の賦課、調定、不服申立て 及び減免に関する事項			1	7	11	19
		小計		0	0	3	12	14	30
		課長	1 神の庇敦に関する東西	_	_	_	_	_	1
	資産	管理調整 ・償却資産チーム	<ul><li>1 課の庶務に関する事項</li><li>2 固定資産税及び交付金の調定に関する事項</li><li>3 償却資産の評価及び賦課、調定、不服申立て及び 減免に関する事項</li><li>4 宛名管理に関する事項</li></ul>			1	2	3	6
	税	土地資産チーム	1 土地の評価及び賦課、調定、不服申立て及び減免に 関する事項			1	2	5	8
	課	家屋資産チーム	1 家屋の評価及び賦課、調定、不服申立て及び減免に 関する事項			2	5	3	
		小 計		0	0	4	9	11	25

(R6. 4. 1現在)

						(1)	O. 4	· 12	<u> </u>
部名	課名	チーム名	事 務 内 容	副参事	徴収特別 対策室長	主幹	主査	主事	計
	]	課長		_	-	-	-	_	1
税	国保		1 国民健康保険税の課税標準の調査決定に関する事項						
	医		2 国民健康保険税の賦課決定に関する事項						
₹47	療	国保税チーム	3 国民健康保険税に係る不服申立て及び減免に関する			1	2	3	6
務	年		事項						
	金課		4 その他国民健康保険税に関する事項						
部	<b>□</b> ⊼	小 計		0	0	1	2	3	7
		合 計		0	1	14	38	54	111
		課長		-	_	-	-	-	1
			1 市税等の徴収対策及び債権管理に関する事項						
浪	納		2 市税等の徴収に関する事項						
		UT & h T /	3 市税等の滞納処分に関する事項				3	4	_
	税	収納チーム	4 市税等の収納管理に関する事項			'	3	'	5
岡			5 徴収嘱託及び受託に関する事項						
	支		6 納税貯蓄組合に関する事項						
振	X		1 市税の証明に関する事項						
			2 市・県民税の普通徴収の方法による申告に関する事項						
興	援		3 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識に関する事項						
<del>74</del>		証明チーム	4 固定資産課税台帳の証明及び閲覧に関する事項			2		2	4
l l	課		5 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に						
部	Hr.I.		関する事項						
			6 名寄帳及び地籍図に関する事項						
		合 計		0	0	3	3	3	10

#### 9 税務経験年数等に関する調

(R6. 4. 1現在)

•				(NO. 1. 1961Z/	
区分 部名	課名	人員	平均経験年数	平均年齢	
	納税支援課	49人	4年5か月	38.6歳	
	市民税課	30人	4年3か月	39.4歳	
税務部	資産税課	25人	6年1か月	41.3歳	
176775 013	国保医療年金課 国保税チーム	7人	6年4か月	40.3歳	
	計	111人	4年10か月	39.5歳	
浪岡振興部	納税支援課	10人	7年6か月	49.6歳	

# 市 民 税

#### 1 個人市民税

(1) 調定額の推移(令和6年7月1日現在、現年度課税分のうち現年度分)

						納	税 義 務 者	数	税	額
		区	分			均等割のみを 納める者	所得割のみを 納める者	所得割と均等割を 納める者	均等割額	所得割額
給	与	特	別	徴	収	3,887	0	90,090	328,920	9,372,694
年 普	金	特 通	徴 徴	及	び 収	6,244	0	31,927	133,598	2,297,583
令	和	4	年	度	計	10,131	0	122,017	462,518	11,670,277
給	与	特	別	徴	収	3,777	0	90,308	329,298	9,533,288
年 普	金	特 通	徴 徴	及	び 収	6,057	0	32,182	133,836	2,346,740
令	和	5	年	度	計	9,834	0	122,490	463,134	11,880,028
給	与	特	別	徴	収	8,040	0	85,829	281,607	9,163,367
年普	金	特 通	徴 徴	及	び 収	10,700	0	28,094	116,382	1,872,092
令	和	6	年	度	計	18,740	0	113,923	397,989	11,035,459

# (2) 特別徴収納税義務者数の推移(令和6年7月1日現在、現年度課税分のうち現年度分)

(単位:人、%)

	区分	4	5	6
納	給与特別徴収	93,977	94,085	93,869
税義務者数	年金特別徴収	18,670	19,014	17,489
務 者	計	112,647	113,099	111,358
数	前 年 比	99.3	100.4	98.5
4	寺別徴収義務者数	9,251	9,280	9,326
	前 年 比	100.5	100.3	100.5

(単位:人、千円、%)

合	計	棒	構成割合	及 び 前 年	比
納税義務者数	税額	人員構成比	税額構成比	前	年 比
				人 員	税額
93,977	9,701,614	71.1	80.0	99.4	100.3
38,171	2,431,181	28.9	20.0	99.0	99.6
132,148	12,132,795	100.0	100.0	99.3	100.1
94,085	9,862,586	71.1	79.9	100.1	101.7
38,239	2,480,576	28.9	20.1	100.2	102.0
132,324	12,343,162	100.0	100.0	100.1	101.7
93,869	9,163,367	70.8	82.2	99.8	92.9
38,794	1,988,474	29.2	17.8	101.5	80.2
132,663	11,151,841	100.0	100.0	100.3	90.3

(参考)森林環境科	说(令和	6年7	7月1日	現在	()		(単位:人)
	区		分				6
納	給	与	特	別	徴	収	93,869
税 義 務 者 数	年 普	金	特 通	徴 徴	及	び 収	38,744
数			Ī	†			132,613

※森林環境税は、平成31年度税制改正により創設された国税であり、令和6年度から、 住所所在市町村が個人住民税(均等割)と併せて徴収(年税1,000円)を行っている。

# (3) 課稅標準額段階別所得割額調

				区	分	納	税 義 務 者	数	糸	総所得金額等	等
課税	漂準額(	の段階			/	所得税の 納税義務 あり	所得税の 納税義務 なし	計	総所得、山林 所得及び退職 所得金額	分離長期譲渡 所得金額に係 る所得金額	分離短期譲渡 所得金額に係 る所得金額
10	万円以	↓下のst	金額			210	0	210	56,865	1,032,549	13,956
10	万円を	超え	100	万円」	以下	43,195	1,085	44,280	65,272,323	457,736	1,209
100	万円	"	200	万円	"	31,954	3,050	35,004	89,730,775	412,329	5,895
200	万円	"	300	万円	"	14,778	1,914	16,692	65,141,175	115,614	2,850
300	万円	"	400	万円	"	9,029	489	9,518	49,767,183	73,540	4,493
400	万円	"	550	万円	"	4,529	5	4,534	29,726,167	301,311	2,187
550	万円	"	700	万円	″	1,403	0	1,403	11,547,517	167,313	525
700	万円	"	1,000	万円	"	1,011	0	1,011	10,506,747	38,056	2,185
1,000	万円を	超える	金額			1,271	0	1,271	29,895,578	208,232	121
	合			計		107,380	6,543	113,923	351,644,330	2,806,680	33,421

				区	分		所	得 控 『	余 額 (つ	づ き)	
課税	漂準額(	の段階			/	小規模企業 共済等掛金	生命保険料	地震保険料	障 害 者	寡 婦	ひとり親
10	万円以					1,312	4,939	306	7,200	3,640	0
10	万円を	超え	100	万円」	以下	190,344	1,336,853	37,999	432,740	175,500	286,500
100	万円	"	200	万円	"	280,678	1,383,561	40,019	262,500	59,280	168,600
200	万円	"	300	万円	"	285,512	794,848	27,347	163,720	22,620	53,700
300	万円	"	400	万円	"	251,566	512,811	19,311	94,960	6,500	3,900
400	万円	"	550	万円	"	192,530	247,978	11,503	41,080	0	0
550	万円	"	700	万円	"	90,327	74,228	4,495	15,220	_	-
700	万円	"	1,000	万円	"	99,546	52,440	3,589	15,860	-	-
1,000	万円を	超える	金額			209,931	63,468	5,931	21,540	_	_
	合			計		1,601,746	4,471,126	150,500	1,054,820	267,540	512,700

(単位:人、千円)

I.								<u> </u>
	総 所	得金額等(1	)づき)			所(	导 控 院	額
一般株式等に 係る譲渡所得 等の金額			先物取引に係 る雑所得等の 金額	計	雑	損	医療費	社会保険料
31,617	16,877	1,068	10,770	1,163,702		0	5,947	29,812
8,729	46,143	16,024	12,904	65,815,068		2,388	424,411	13,274,673
13,144	85,051	9,044	9,757	90,265,995		880	297,143	18,346,248
94,292	79,995	7,329	25,542	65,466,797		0	191,956	12,904,943
1,778	50,631	21,620	5,603	49,924,848		267	105,026	9,757,352
8,000	36,346	13,247	1,592	30,088,850		1,194	86,465	5,336,462
25,676	24,491	8,097	1,448	11,775,067		0	42,957	1,750,055
197,571	7,765	11,519	2,587	10,766,430		1,589	53,305	1,324,647
845	116,840	27,574	13,091	30,262,281		10	125,460	1,862,783
381,652	464,139	115,522	83,294	355,529,038		6,328	1,332,670	64,586,975

(単位:千円)

		所 得 担	空除額	(つ づ き)		(4-12:113)
勤労学生	配 偶 者	配偶者特別	扶 養	特別障害者 のうち同居 特障加算分	基礎	計
0	9,000	1,650	4,960	460	88,160	157,386
_	1,983,000	504,970	1,411,460	50,140	19,038,680	39,149,658
_	1,467,530	488,310	1,693,250	47,150	15,049,140	39,584,289
_	970,780	310,480	1,285,700	32,200	7,176,560	24,220,366
_	715,220	200,160	1,114,550	20,240	4,092,460	16,894,323
_	449,060	104,830	585,440	8,050	1,946,610	9,011,202
_	141,830	23,590	167,710	2,070	601,140	2,913,622
_	17,060	3,290	151,010	2,760	433,870	2,158,966
_	_	_	193,660	3,680	408,620	2,895,083
0	5,753,480	1,637,280	6,607,740	166,750	48,835,240	136,984,895

				区	分		課	税机	票準	額	
課税標	票準額(	の段階	\		_	総所得、山林 所得及び退職 所得金額に係 るもの	分離長期譲渡 所得金額に係 るもの	分離短期譲渡 所得金額に係 るもの	一般株式等に 係る譲渡所得 等の金額に係 るもの	上場株式等に 係る譲渡所得 等の金額に係 るもの	上場株式等に 係る配当所得 等の金額に係 るもの
10	万円以	以下の:	金額		-	679	943,524	10,462	28,706	14,759	1,051
10	万円を	超え	100	万円」	以下	26,122,762	457,687	1,208	8,727	46,118	16,007
100	万円	"	200	万円	"	50,148,746	410,128	5,894	13,142	85,023	9,022
200	万円	"	300	万円	"	40,920,866	115,607	2,850	94,288	79,966	7,316
300	万円	"	400	万円	"	32,872,906	73,531	4,493	1,777	50,611	21,608
400	万円	"	550	万円	"	20,715,000	301,301	2,186	7,999	36,336	13,236
550	万円	"	700	万円	"	8,633,912	167,307	525	25,675	24,488	8,092
700	万円	"	1,000	万円	"	8,347,801	38,053	2,184	197,569	7,760	11,511
1,000	万円を	超える	る金額			27,000,539	208,224	120	845	116,826	27,557
	合			計		214,763,211	2,715,362	29,922	378,728	461,887	115,400

				区	分	算出税額(つづき)		税	額 控 隊	額	
		\	_	_		計	調整控除	配当控除	住宅借入金 等特別税額 控 除	寄附金税額 控 除	外国税額控除
課税模	票準額0	)段階			\	(B)					
10	万円以	上下の	金額			30,285	16	0	0	127	0
10	万円を	超え	100	万円」	以下	1,581,882	94,018	531	24,161	9,895	14
100	万円	"	200	万円	"	3,023,585	76,610	890	121,855	47,327	10
200	万円	"	300	万円	"	2,464,368	26,555	753	87,548	77,748	30
300	万円	"	400	万円	"	1,976,789	14,278	575	18,287	73,267	2
400	万円	"	550	万円	"	1,253,512	6,790	840	258	57,834	1
550	万円	"	700	万円	"	524,812	2,098	647	0	25,706	46
700	700 万円 " 1,000 万円 "		508,665	1,511	916	0	28,771	7			
1,000	1,000 万円を超える金額					1,630,978	1,443	4,121	0	116,121	0
合 計						12,994,876	223,319	9,273	252,109	436,796	110

(単位:千円)

課税標準額	預(つづき)			算	出 税	額		(十四:111/
先物取引に係る雑所得等の 金額に係るも の	計 (A)	総所得、山林 所得及び退職 所得金額分	分離長期譲渡所得分	雅文州 / 万極短州   係る譲渡所得   係る		上場株式等に 係る譲渡所得 等分	上場株式等に 係る配当所得 等分	先物取引に係 る雑所得等分
7,135	1,006,316	41	28,129	565	861	443	32	214
12,901	26,665,410	1,565,583	13,721	65	262	1,384	480	387
9,751	50,681,706	3,007,473	12,285	318	394	2,551	271	293
25,538	41,246,431	2,454,537	3,464	154	2,829	2,399	219	766
5,599	33,030,525	1,971,966	2,193	243	53	1,518	648	168
1,590	21,077,648	1,242,703	8,916	118	240	1,090	397	48
1,446	8,861,445	517,975	5,018	28	770	735	243	43
2,586	8,607,464	500,824	1,140	118	5,927	233	345	78
13,087	27,367,198	1,619,977	6,245	6	25	3,505	827	393
79,633	218,544,143	12,881,079	81,111	1,615	11,361	13,858	3,462	2,390

(単位:千円)

								(半位:十门)
税額控除額(つづき)					所	得割	額	囲み描き切り
計	税額調整額	配当割額の 控除額	株式等譲渡 所得割額の	減 免 税 額	所得税の	所得税の	計(H)	課税標準額に 対する税負担
		江州识	控除額		納税義務 あり	納税義務 なし	(B)-(C)-(D)	(H)/(A)
(C)	(D)	(E)	(F)	(G)			-(E)-(F)-(G)	%
143	0	32	44	0	28,608	0	30,066	3.0
128,619	256	986	757	67	1,106,098	11,425	1,451,197	5.4
246,692	87	1,333	2,085	57	2,358,960	111,315	2,773,331	5.5
192,634	0	1,084	763	0	1,937,112	156,215	2,269,887	5.5
106,409	0	819	1,375	0	1,687,062	66,323	1,868,186	5.7
65,723	0	646	1,256	0	1,128,679	1,076	1,185,887	5.6
28,497	0	344	965	0	478,565	0	495,006	5.6
31,205	0	423	521	0	465,367	0	476,516	5.5
121,685	0	2,378	1,647	0	1,498,530	0	1,505,268	5.5
921,607	343	8,045	9,413	124	10,688,981	346,354	12,055,344	5.5

# (4) 所得割納税義務者数の推移

(単位:人、%、千円)

年 度 等	4			5			6	
	人員	所得割額	人員		所得割額	人員		所得割額
区分	前年比			前年比			前年比	
10 万円以下の金額	5,322 97.9	48,947	5,186	97.4	41,482	210	4.0	28,608
10 万円超 100 万円以下	50,423 97.0	1,535,291	49,117	97.4	1,496,315	44,280	90.2	1,117,523
100 万円 " 200 万円 "	33,829 101.1	2,660,567	34,788	102.8	2,738,222	35,004	100.6	2,470,275
200 万円 " 300 万円 "	15,577 103.4	2,131,110	16,137	103.6	2,193,415	16,692	103.4	2,093,327
300 万円 " 400 万円 "	9,187 101.3	1,827,999	9,377	102.1	1,851,869	9,518	101.5	1,753,385
400 万円 " 550 万円 "	4,180 100.4	1,104,025	4,312	103.2	1,131,056	4,534	105.1	1,129,755
550 万円 " 700 万円 "	1,349 105.4	476,724	1,338	99.2	475,586	1,403	104.9	478,565
700 万円 " 1,000 万円 "	922 99.4	435,668	989	107.3	474,321	1,011	102.2	465,367
1,000 万円を超える金額	1,228 101.7	1,449,774	1,246	101.5	1,477,601	1,271	102.0	1,498,530
숌 計	122,017 99.5	11,670,105	122,490	100.4	11,879,867	113,923	93.0	11,035,335

# (5) 所得区分別の推移

(単位:人、千円)

	_	年	度	等		1	Ę	5	6	6
区	分	,	\	_	納税者	税額	納税者	税額	納税者	税 額
		給		与	4,932	17,262	4,658	16,303	10,027	30,081
± 等 害	习 手	営	業	等	742	2,597	722	2,526	1,161	3,483
害 <i>0</i>	i N	農		業	104	364	91	319	134	402
7	<b>'</b>	そ	の	他	4,301	15,054	4,310	15,085	7,368	22,104
<i>0</i> 者	D 音	家	屋	敷	52	182	53	186	50	150
	•		計		10,131	35,459	9,834	34,419	18,740	56,220
月	斤	給		与	-	-	-	-	-	-
得害	<b>事</b> 到	営	業	等	_	_	_	_	_	-
0	)	農		業	_	_	_	_	_	-
<i>み</i> の 者		そ	の	他	0	0	0	0	0	0
1	首		計		0	0	0	0	0	0
		給		与	101,187	354,155	101,667	355,835	96,241	288,723
	均	営	業	等	3,487	12,204	3,665	12,827	3,236	9,708
均	等	農		業	336	1,176	410	1,435	324	972
等割	割	そ	の	他	17,007	59,524	16,748	58,618	14,122	42,366
均等割と所得割の			計		122,017	427,059	122,490	428,715	113,923	341,769
得		給		与	101,187	10,009,224	101,667	10,211,066	96,241	9,523,458
割の	所	営	業	等	3,487	697,894	3,665	707,773	3,236	680,228
者	得	農		業	336	31,479	410	44,352	324	37,701
	割	そ	の	他	17,007	931,680	16,748	916,837	14,122	794,072
			計		122,017	11,670,277	122,490	11,880,028	113,923	11,035,459
t t	51	給		与	106,119	371,417	106,325	372,138	106,268	318,804
<b>4</b>	う 手 31	営	業	等	4,229	14,801	4,387	15,353	4,397	13,191
き	刊 <u>-</u>	農		業	440	1,540	501	1,754	458	1,374
対争害を糸める	内 ち	そ	の	他	21,308	74,578	21,058	73,703	21,490	64,470
		家	屋	敷	52	182	53	186	50	150
1	1		計		132,148	462,518	132,324	463,134	132,663	397,989
月	f	給		与	101,187	10,009,224	101,667	10,211,066	96,241	9,523,458
得害を糸める者	导 削	営	業	等	3,487	697,894	3,665	707,773	3,236	680,228
る	Ē 内	農		業	336	31,479	410	44,352	324	37,701
8	5	そ	の	他	17,007	931,680	16,748	916,837	14,122	794,072
者	Ť		計		122,017	11,670,277	122,490	11,880,028	113,923	11,035,459
		給		与	106,119	10,380,641	106,325	10,583,204	106,268	9,842,262
É	<u></u>	営	業	等	4,229	712,695	4,387	723,126	4,397	693,419
		農		業	440	33,019	501	46,106	458	39,075
		そ	の	他	21,308	1,006,258	21,058	990,540	21,490	858,542
曺	+	家	屋	敷	52	182	53	186	50	150
			計		132,148	12,132,795	132,324	12,343,162	132,663	11,433,448

## (6) 非課税者調

(単位:人)

区分年度	寡婦・ひとり親	障 害 者	未成年者	均等割所得割の非課税措置・ 無所得・生活扶助	合 計
4	4,013	4,826	2,522	78,018	89,379
5	3,807	4,421	700	78,419	87,347
6	3,596	4,347	874	76,805	85,622

# (参考) 法第295条第3項の条例で定める金額の推移(均等割の非課税措置) (単位:万円)

			\ <del>+  4.731  </del> /
年 度 区 分	4	5	6
2 級 地	31. 5+10 ※18. 9		

<sup>※</sup>は、同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合の加算分。

## (7) 事業専従者等の推移

(単位:人、千円)

										( <u>牛田·八、111)</u>
区	分				年		₹	4	5	6
青	事		業	配	偶	者		924	963	887
青色申告者	専	従 者	数	配偶	者以タ	┡の者		432	448	408
告	専	従	者	給	給 与			2,932,206	2,996,264	2,845,779
者	専 従	者を	有す	る納	税義	務 者	数	1,120	1,153	1,067
白	事		業	配	偶	者		217	223	177
白 一 色 申	専	従 者	数	配偶	者以タ	┡の者		66	92	73
告者	専	従	者	控	!	除	額	207,912	226,522	180,904
者	専 従	者を	有す	る納	税義	務 者	数	258	281	225

# (8) 退職所得の分離課税に係る所得割額の調

(単位:千円)

			(+12.111/			
年度区分	3	4	5			
4	7,806	4,440	7,229			
5	33,385	30,667	26,786			
6	0	0	0			
7	10,640	12,844	13,799			
8	4,082	8,770	8,974			
9	7,241	6,770	13,279			
10	8,028	2,608	6,681			
11	3,554	4,512	5,699			
12	3,466	970	2,623			
1	6,067	2,818	3,196			
2	2,547	0	1,608			
3	21,426	9,407	9,149			
計	108,242	83,806	99,023			
納 税 義務者数	800	703	716			

# (9) 扶養控除人員等の推移

(単位:人)

区	年 度 分	4	5	6
配	— 般	16,199	15,402	13,322
偶   老	老 人 配 偶 者	4,837	4,889	3,669
偶 者 控 除	計	21,036	20,291	16,991
扶	一般及び特定扶養親族	40,539	39,782	36,290
養	老人扶養親族	1,381	1,347	1,098
	同 居 老 親 等	3,999	3,896	3,108
控除	計	45,919	45,025	40,496
	者及び扶養親族のうち 号特障加算分に係る者	1,016	1,017	725

<sup>※</sup>一般及び特定扶養親族には16歳未満扶養親族を含む。

#### (10) 令和6年度分に係る所得控除等の人員調

(単位:人)

								所	得	控	除	を	行	つ t	: 紗	税	義	務	者	数							
3	维 損	医	療	費	社保	険	会料	見模 企 実済 等	削葆	険	6		左の f生命 分	うち i保険		のうち 3人年 分	o 金	左介護保	のうち  険医療	分	左のうち 旧生命保険 分	左のうち 旧個人年金 分	地保		う長	期	ち分
	16	6	8,4	<del>1</del> 58		112,3	301	8,038	3	89	,93	ô	7	3,975		8,0	75		80,22	24	27,745	8,977		24,07	6	7	23

	所	得	控	除	を	行	つ	た	納	税	義	務	者	数			
		障	害	者													
普	通	特 障	害	別 者	実	人	員	寡		婦	ひ	ځ	り親	勤	労	学	生
	2,183		1,	549		3,0	684		1,	,029		1	,709				0

						所	得	控	除	を	行	つ	た	納	税	義	務	者	数						
	西西	2	偶		者		Ξ7	/==	¥							扶			養						同居特障
_	般	老配	偶	人者	ılia	H	配 特	偶	者 別	1		般	特親	定	扶 養 族	老親			養 同 族 老	親	居 等	実	人	員	加算金分に係る者
	13,322		3,6	666	10	3,991		5,8	353		7,	488		4	1,337	'		1,01	5	2,	908		13,	854	719

	障	害	者 控	除の対	象とな	った人	員	サウナル歯科の
	納	税義	務者	数	扶養親族	<b>埃及び控除対</b>	象配偶者	特定支出控除の 特例の対象となった
_	般	特	別	計	— 般	特 別	計	納税義務者数
	997		644	1,641	1,245	929	2,174	1

(単位:人、千円)

								(単位:	人、十円)
住民税の課税の	対象となった配当	住民税の課税の	対象となった利		<b>手</b> 兴 宏	質控除を行った	- 幼科羊双字	*+	
所得に係る納	税義務者数等	子所得に係る絲	内税 義 務 者 数 等		<b>作</b> 允备	貝控味を打つ/	こ附代我伤句	奴	
納税義務者数	配当所得の金額	納税義務者数	利子所得の金額	配 当	住宅借入金等 特別税額控除	寄附金税額	外国税額	配当割額	株式等譲渡所 得割額
1,239	922,377	2	194	1,043	6,892	12,125	43	682	266

# (11) 所得割額対象者の1人当たり平均総所得金額等の推移(7月1日現在)

				年	连度	等		4	
	区分		\		_		納税義務者	総所得金額等	1人当たり
							<b>7</b>	千円	円
給	与	-	所	:	得	者	100,931	299,220,345	2,964,603
営	業	等		所	得	者	3,450	16,249,310	4,709,945
農	業	:	所	;	得	者	334	967,289	2,896,075
そ	の	他	の	所	得	者	16,380	29,199,269	1,782,617
±	地	ļ	譲		渡	等	922	4,132,089	4,481,658
		合		計			122,017	349,768,302	2,866,554

# 2 法人市民税

# (1) 月別調定額調(現年課税分)

年度等		2	1	
	司	司 万	E 客	Į.
調定月(決算月)	均 等 割	法人税割	計	前年比
4月(2月)	41,200,500	44,576,500	85,777,000	87.7
5月(3月)	121,270,200	292,185,200	413,455,400	111.6
6月(4月)	179,885,500	298,433,600	478,319,100	56.4
7月(5月)	103,553,600	277,754,400	381,308,000	109.2
8月(6月)	52,056,200	116,778,200	168,834,400	115.0
9月(7月)	32,521,400	63,140,100	95,661,500	100.7
10月(8月)	32,023,200	51,785,900	83,809,100	106.8
11月(9月)	141,501,300	377,458,700	518,960,000	106.3
12月(10月)	69,643,800	165,802,300	235,446,100	104.9
1月(11月)	17,005,100	31,342,900	48,348,000	119.7
2月(12月)	52,976,200	37,794,900	90,771,100	63.1
3月(1月)	39,099,800	91,538,200	130,638,000	128.9
合 計	882,736,800	1,848,590,900	2,731,327,700	91.5

	5			6	
納税義務者	総所得金額等	1人当たり	納税義務者	総所得金額等	1人当たり
Д	千円	円	人	千円	円
101,372	304,228,593	3,001,111	95,902	303,338,329	3,163,003
3,638	16,634,290	4,572,372	3,209	16,386,083	5,106,289
409	1,294,665	3,165,440	321	1,119,133	3,486,396
16,196	28,624,172	1,767,361	13,530	25,935,894	1,916,918
875	4,574,519	5,228,022	961	4,864,891	5,062,322
122,490	355,356,239	2,901,104	113,923	351,644,330	3,086,684

(単位:円、%)

	Ę	5	
Ē.	司 万	E 客	Į
均 等 割	法人税割	計	前年比
38,473,500	51,940,600	90,414,100	105.4
123,216,000	230,791,700	354,007,700	85.6
165,699,500	319,506,900	485,206,400	101.4
107,854,300	214,507,400	322,361,700	84.5
51,221,400	93,409,100	144,630,500	85.7
37,818,400	65,024,800	102,843,200	107.5
34,607,100	46,776,000	81,383,100	97.1
133,733,100	350,273,100	484,006,200	93.3
59,235,700	139,602,400	198,838,100	84.5
16,892,000	24,467,800	41,359,800	85.5
56,136,700	73,487,200	129,623,900	142.8
36,240,500	73,472,400	109,712,900	84.0
861,128,200	1,683,259,400	2,544,387,600	93.2

# (2) 均等割納税義務者数調

令和6年度(7月1日現在)

法	資本金等の	50倍四却	10億円超	10億円超	1億円超	1億円超
人	金額等	50億円超	50億円以下	50億円以下	10億円以下	10億円以下
形		従業員	従業員	従業員	従業員	従業員
態	区分	(50人超)	(50人超)	(50人以下)	(50人超)	(50人以下)
+4-	分割 市内本社	2	4	1	17	8
株	ての他	35	11	527	20	367
式	非分割	0.7	45	4	7	10
	小計	37	15	532	44	385
有	分割 市内本社 そ の 他					
限	非分割					1
処	小 計					1
合	分割 市内本社					
	ての他					
名	非 分 割 小 計					
	古内木汁					
合	分割その他					
資	非 分 割					
	小 計					
相	分割 市内本社	0		0		
	プロ そ の 他 非 分 割	2		3		
互	小計	2		3		
	分割	_				
企	ア の 他					
業	非分割					
	小計					
医	分割 市内本社 そ の 他					
.=	非分割				1	
療	小 計				1	
<b>↓</b> 力	<sub>八到</sub> 市内本社		3	1		1
協	ての他			2		1
同	非分割		1	2		5
	小計	4	4	5		7
その	分割 市内本社 そ の 他	4	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	16		2
の	<sup>分割</sup> そ の 他 非 分 割	7		10	1	2
他	/l\ <del>≣</del> ∔	5	1	17	1	5
	分割をおります。	3	8	2	17	11
計		41	11	548	20	369
	非 分 割		1	7	9	18
	숨 計	44	20	557	46	398

(単位:件)

1千万円超 1億円以下	1千万円超 1億円以下	1千万円以下	従業員50人以下 の法人、一般社 団・財団法人、人	
(本) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	従業員	従業員	団・財団法人、人 格のない社団等、	計
(50人超)	(50人以下)	(50人超)	その他	
43	100	21	128	324
29	581	6	335	1,911
41	412	23	1,798	2,295
113	1,093	50	2,261	4,530
	3	3		45
	13	1		86
1	46	7	1,399	1,454
1	62	11	1,510	1,585
			1	1
			1	1
			5	5
			5	5
				-
				5
				5
				Ŭ
	1			1
1			7	8
1	1		7	9
2			2	4
1	3		8	12
1	21	2		55
4		2		
	1 2		5	11 5
	27	1	81	117
	30	1		133
	4	<u>'</u>	26	34
	5		82	108
	7	1		782
	16	1	878	924
45	108	24		418
30	605	7		2,128
44	513	34		4,717
119	1,226	65	4,788	7,263

# 固定資産税

#### 1 調定額の推移

#### (1) 当初調定額の推移(現年課税分)

(単位:千円、%)

	\	年	度 等			4					5					6		
区	分			課税標準額	調	定	額	調定額 前年比	課税標準額	調	定	額	調定額 前年比	課税標準額	調	定	額	調定額 前年比
固	定	資	産 税			16,222	2,016	103.1	_		16,41	5,963	101.2	_		16,416,	281	100.0
	純[	固定	資産税	1,017,031,494		16,080	0,241	103.2	1,028,080,954		16,270	0,393	101.2	1,028,676,852		16,271,	613	100.0
		±	地	282,459,575		4,517	7,648	99.6	282,511,910		4,518	8,513	100.0	283,028,558		4,526,	777	100.2
		家	屋	524,136,730		8,196	6,900	106.1	531,462,199		8,32	7,791	101.6	532,925,299		8,342,	756	100.2
		償去	1) 資産	210,435,189		3,365	5,693	101.2	214,106,845		3,42	4,089	101.7	212,722,995		3,402,	080	99.4
			音等 交付金			141	1,775	98.5	_		14	5,570	102.7	_		144,	668	99.4

#### (2) 最終調定額の推移(現年課税分)

(単位:千円、%)

	年度等			4					5		. 111( 707
区	分	課税標準額	調	定	額	調定額 前年比	課税標準額	調	定	額	調定額 前年比
±	地	282,442,757		4,460	,737	99.7	282,534,343		4,46	1,433	100.0
家	屋	524,595,675		8,148	,975	106.2	531,513,841		8,27	3,759	101.5
償	却資産	212,275,713		3,387	,343	101.3	215,900,028		3,44	4,299	101.7
国所	有 資 産 等 在 市 交 付 金			141	,775	98.2			14	5,570	102.7
	計	1,019,314,145		16,138	,830	103.2	1,029,948,212		16,32	5,061	101.2

#### 2 納税義務者数の推移(免税点以上)

#### (1) 当初納税義務者数の推移(免税点以上)

(単位:人、%)

		4		5	6		
区	分	納税義務者	前年比	納税義務者	前年比	納税義務者	前年比
		108,705	100.0	108,390	99.7	108,084	99.7

#### (2) 当初資産別納税義務者数の推移(免税点以上)

(単位:人、%)

	<u>_</u>	∓ 度	等	4		5		6		
区	分		\	納税義務者	前年比	納税義務者	前年比	納税義務者	前年比	
±			地	85,435	100.1	85,358	99.9	85,257	99.9	
家			屋	87,786	100.5	87,802	100.0	87,812	100.0	
償	却	資	産	2,622	109.5	2,686	102.4	2,776	103.4	
計(延べ人員)		1)	175,843	100.4	175,846	100.0	175,845	100.0		

# 3 資産別推移(総数、当初賦課時点)

# (1) 土 地

	年 度 等	4		5		6	
区	分		構成比(%)		構成比(%)		構成比 (%)
	宅地	212,807	64.1	212,974	64.1	213,510	64.2
	田	28,482	8.6	28,319	8.5	27,890	8.4
筆 数	畑	24,550	7.4	24,300	7.3	23,871	7.2
(筆)	その他	66,356	20.0	66,676	20.1	67,491	20.3
	合計	332,195	100.0	332,269	100.0	332,762	100.0
	前年比(%)	100.1	_	100.0	_	100.1	_
	宅地	40,538,424	12.6	40,633,412	12.7	40,662,720	12.7
	田	53,904,553	16.9	53,745,283	16.8	53,219,516	16.7
地 積	畑	35,414,129	11.0	34,988,350	10.9	34,539,151	10.7
(°m)	その他	191,019,057	59.5	191,837,120	59.7	193,016,280	60.0
	合計	320,876,163	100.0	321,204,165	100.0	321,437,667	100.0
	前年比(%)	100.1		100.1	_	100.1	
	宅地	720,744,757	95.4	720,100,823	95.4	724,899,731	95.4
決定	田	4,830,801	0.6	4,795,716	0.6	4,730,364	0.6
決定価格	畑	5,354,424	0.7	5,168,502	0.7	4,911,463	0.6
( 千 円	その他	25,348,343	3.4	25,271,685	3.3	25,919,107	3.4
)	合計	756,278,325	100.0	755,336,726	100.0	760,460,665	100.0
	前年比(%)	99.6		99.9	_	100.7	
	宅地	257,719,003	90.7	257,841,543	90.7	258,067,340	90.6
課税	田	4,140,429	1.5	4,139,464	1.5	4,114,851	1.4
標準額	畑	2,627,425	0.9	2,538,626	0.9	2,444,474	0.9
( 千 円	その他	19,653,027	6.9	19,680,389	6.9	20,085,545	7.1
円 )	合計	284,139,884	100.0	284,200,022	100.0	284,712,210	100.0
	前年比(%)	99.7	_	100.0	_	100.2	_

#### (2) 家 屋

	_ 年度等	4		5		6		
区:	<del>3</del>		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)	
	木造	113,427	86.2	113,109	86.1	112,896	86.0	
棟数	非木造	18,133	13.8	18,251	13.9	18,313	14.0	
(棟)	合計	131,560	100.0	131,360	100.0	131,209	100.0	
	前年比(%)	100.0	_	99.8		99.9	_	
	木造	14,120,712	69.4	14,095,392	69.4	14,081,905	69.2	
床面積	非木造	6,214,155	30.6	6,228,244	30.6	6,267,419	30.8	
(m²)	合計	20,334,867	100.0	20,323,636	100.0	20,349,324	100.0	
	前年比(%)	100.2		99.9		100.1		
	木造	232,097,446	44.1	236,703,338	44.4	241,051,252	45.1	
決定価格	非木造	293,722,327	55.9	296,667,632	55.6	293,689,912	54.9	
(円)	合計	525,819,773	100.0	533,370,970	100.0	534,741,164	100.0	
	前年比(%)	101.7		101.4	_	100.3	_	
	木造	16,437	_	16,793		17,118	_	
単位当た	前年比(%)	102.4	1	102.2	_	101.9	_	
り価格 (円)	非木造	47,267		47,633		46,860	_	
	前年比(%)	100.8		100.8		98.4		
	木造	232,064,065	44.3	236,682,332	44.5	241,044,342	45.2	
課税標準	非木造	292,330,148	55.7	295,077,551	55.5	292,175,468	54.8	
額(千円)	合計	524,394,213	100.0	531,759,883	100.0	533,219,810	100.0	
	前年比(%)	106.0	_	101.4	_	100.3	_	

#### (参考) 当初調定のうち新築家屋分の推移

	_ 年度等	4		5		6	
区:	分		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
	木造	949	84.9	904	83.6	826	84.7
棟数	非木造	169	15.1	177	16.4	149	15.3
(棟)	合計	1,118	100.0	1,081	100.0	975	100.0
	前年比(%)	88.0	_	96.7		90.2	_

# (3) 償 却 資 産

(単位:千円、%)

	_		年	度	Ę	等	4		5		6		
区	分	<b>\</b>		_	_		課税標準額	構成比	課税標準額	構成比	課税標準額	構成比	
構			築			物	27,721,188	13.2	30,150,879	14.1	31,144,033	14.6	
機	械	及	ζ	Ķ	装	置	42,010,785	20.0	47,014,578	22.0	46,581,050	21.9	
船						舶	312,536	0.1	621,401	0.3	558,775	0.3	
航			空			機	930	0.0	277,859	0.1	88,422	0.0	
車	両	及	び	運	搬	具	1,075,301	0.5	700,717	0.3	888,857	0.4	
エ	具 器	景	<del>L</del> 及	び	備	驲	22,960,668	10.9	23,351,079	10.9	24,052,588	11.3	
法	第(	3 8	9	条	関	係	116,353,781	55.3	111,990,332	52.3	109,399,057	51.4	
		í	計				210,435,189	100.0	214,106,845	100.0	212,712,782	100.0	
	育	1 年	比	(%)			101.2	_	101.7	_	99.3	_	

# 4 土地・家屋の平均価格、家屋構造別の単位当たりの価格(当初賦課時点)

#### (1) 土地の地目別平均価格(評価額)調

(単位: m³当たり、円)

									11
区		_ 分	_	年		度	4	5	6
田	_					般	71	71	71
Ξ	市	街	化	区	域	田	5,279	5,344	5,280
畑	-					般	34	34	34
<b>Ж</b>	市	街	化	区	域	畑	5,298	5,207	4,957
宅						地	17,779	17,722	17,827
山						林	13	13	13
原						野	17	17	17

#### (2) 家屋の種類別平均価格(評価額)調

(単位: ㎡当たり、円)

/ 区	/	分	_	年	度	4	5	6
	居	専	用	住	宅	17,699	18,096	18,443
木	住	併	用	住	宅	18,282	18,785	19,170
	用	ア	パ・	- <b>-</b>	等	17,744	17,930	18,325
造	エ	場	•	倉	庫	5,289	5,440	5,365
	事	務 所	• 銀	行・∫	店 舗	14,568	14,977	15,316
	鉄	骨鉄角	カコン	クリー	-卜造	91,451	91,456	90,244
非	鉄	筋コ	ンク	リー	ト造	54,980	55,272	55,867
木	鉄		骨		造	41,885	42,390	41,473
造	軽	量	鉄	骨	造	33,243	33,712	32,405
Æ	レコン	ン クリ	,  - T	ガ ブロッ	造 ク造	9,132	9,330	9,128

#### (3) 家屋構造別の単位当たり価格調

(単位:㎡当たり、円)

/ 区	分	度	4	5	6
木		造	16,437	16,793	17,118
非	木	造	47,267	47,633	46,860

# 5 交 付 金 (交付確定額)

# (1) 交付金の推移

(単位:千円、%)

	年度等	4		5		6			
区	分	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比		
交	国有資産	39,328	100.8	38,662	98.3	39,943	103.3		
付	公有資産	102,447	97.2	106,908	104.4	104,725	98.0		
金	合 計	141,775	98.2	145,570	102.7	144,668	99.4		

# (2) 交付金算定標準額調

(単位:千円)

_										\-	<u>   四:十口/</u>	
	<del>人</del> 年	度等		4			5		6			
区	· 分		国有資産	公有資産	計	国有資産	公有資産	計	国有資産	公有資産	計	
貸		付	928,163	6,694,824	7,622,987	880,184	7,027,064	7,907,248	971,734	6,884,422	7,856,156	
空	港	用	0	622,814	622,814	0	609,209	609,209	0	595,921	595,921	
国	有:	林 野	1,881,030	0	1,881,030	1,881,463	0	1,881,463	1,881,405	0	1,881,405	
発	電	所 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水	道施	設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
í	ì	計	2,809,193	7,317,638	10,126,831	2,761,647	7,636,273	10,397,920	2,853,139	7,480,343	10,333,482	

# 6 固定資産縦覧期間における縦覧・閲覧件数及び評価審査申出・審査請求状況等の調

(R6. 7. 1現在) (単位:件)

年	区分	<b>6/1</b>	88 Et	マネカ	京本寺	<b>中</b> 木					
度	種別等	縦 覧件 数	閲 算 数	審査申 出件数	審査請 求件数	審 査 決 定	却下	棄却	一部 認容	全部 認容	取下げ
4	土 地・家 屋 償却資産 計	16(人)	189(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
5	土 地・家 屋 償却資産 計	6(人)	214(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
6	土 地・家 屋 償却資産 計	13(人)	184(人)	1	0	0	0	0	0	0	0

<sup>※</sup>縦覧・閲覧件数は人数で集計。

# 7 固定資産評価審査委員会の開催状況等

(R6. 7. 1現在)

年	委員会	委員:	÷C 표씨	委員会予算額				
	開催数	安貝:	<b>羊以谷川</b>	報酬	旅費			
度	(件)	(円	3)	(千円)	(千円)			
4	0	委員長 委員	12,600	189	0			
5	0	委員長 委員	12,600	189	0			
6	0	委員長 委員	12,600	189	0			

諸税

# 1 軽自動車税(種別割)

軽自動車税(種別割)課税台数と調定額等の推移(令和6年7月1日現在)

_	(単位:台、円、%)										(%)								
	年	度	<b>E</b> 等 4						5						6				
		\		税率		非課税	差引				非課税	差引				非課税	差引		
区		分分		17. —	台 数	課税 免除	課税	調定	額	台 数	課税 免除	課税	調定	額	台 数	課税 免除	課税	調定	額
	•	71				免除 台数	台 数		前年比		免除 台数	台 数		前年比		免除 台数	台 数		前年比
	5 O (特) く		以 下 型を除 )	2,000	4,184	43	4,141	8,282,000	95.8	3,984	44	3,940	7,880,000	95.1	3,784	46	3,738	7,476,000	94.9
原動	#	寺定り	小型	2,000	-	ı	ı	-	-	-	-	1	-	-	7	0	7	14,000	-
機付自	90	СС	以下	2,000	677	28	649	1,298,000	102.0	692	28	664	1,328,000	102.3	701	28	673	1,346,000	101.4
転車	125	СС	以下	2,400	1,194	27	1,167	2,800,800	108.2	1,252	27	1,225	2,940,000	105.0	1,321	29	1,292	3,100,800	105.5
	Ξ.	=	カー	3,700	120	0	120	444,000	101.7	115	0	115	425,500	95.8	118	0	118	436,600	102.6
小			計		6,175	98	6,077	12,824,800	99.1	6,043	99	5,944	12,573,500	98.0	5,931	103	5,828	12,373,400	98.4
	= #	<b>命</b> σ.	もの	3,600	2,948	18	2,930	10,548,000	102.4	2,999	20	2,979	10,724,400	101.7	3,003	19	2,984	10,742,400	100.2
	三車	<b>侖</b> σ.	もの	3,100	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
			) も の 適用分)	3,900	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
	(重言	课適	) もの [用分]	4,600	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
	_	% 用	軽 課分)	1,000	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
	(50 適	用	軽 課分 )	2,000	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
	(25	侖 σ. % 用		3,000	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
軽自		乗用	営業用	5,500	18	3	15	82,500	83.3	27	1	26	143,000	173.3	28	1	27	148,500	103.8
動車及が	四	ж	自家用	7,200	23,942	575	23,367	168,242,400	86.5	20,452	502	19,950	143,640,000	85.4	17,298	452	16,846	121,291,200	84.4
び小型特	輪	貨物	営業用	3,000	159	3	156	468,000	83.4	155	2	153	459,000	98.1	111	2	109	327,000	71.2
殊自動		用	自家用	4,000	4,432	90	4,342	17,368,000	85.8	3,675	75	3,600	14,400,000	82.9	2,958	59	2,899	11,596,000	80.5
車	四輪	乗用	営業用	6,900	25	7	18	124,200	120.0	31	9	22	151,800	122.2	38	12	26	179,400	118.2
	新		自家用	10,800	28,111	539	27,572	297,777,600	120.5	31,937	603	31,334	338,407,200	113.6	35,110	685	34,425	371,790,000	109.9
	税率適用分)	貨物	営業用	3,800	285	1	284	1,079,200	124.6	348	1	347	1,318,600	122.2	357	1	356	1,352,800	102.6
	ガ ·	用	自家用	5,000	5,778	45	5,733	28,665,000	115.2	6,727	52	6,675	33,375,000	116.4	7,376	53	7,323	36,615,000	109.7
	四	乗用	営業用	8,200	9	0	9	73,800	112.5	11	0	11	90,200	122.2	20	1	19	155,800	172.7
	輪(重課	,13	自家用	12,900	13,882	336	13,546	174,743,400	104.2	14,290	363	13,927	179,658,300	102.8	14,407	372	14,035	181,051,500	100.8
	課適用分	貨物	営業用	4,500	59	0	59	265,500	96.7	69	0	69	310,500	116.9	84	0	84	378,000	121.7
	$\sim$	用	自家用	6,000	4,902	57	4,845	29,070,000	99.6	4,943	57	4,886	29,316,000	100.8	5,020	67	4,953	29,718,000	101.4

(単位:台、円、%)

_	(単位:台、円、%)										1、%)								
	、年	度	等				4					5	5				6		
						非課税	差引				非課税	差引				非課税	差引		
		/		税率	台 数	課税免除	課税	調定	額	台 数	課税 免除	課税	調定	額	台 数	課税 免除	課税	調定	額
区		分				免除	台 数		前年比		免除	台 数		前年比		免除	台 数		前年比
-	四		$\overline{}$			台数					台数					台数			
	輪	乗用	営業用	1,800	'	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
	7 5 %	ж	自家用	2,700	(	0	0	0	0.0	26	1	25	67,500	0.0	15	0	15	40,500	60.0
	軽課適用	貨物	営業用	1,000		0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	2	0	2	2,000	0.0
	用分)	物用	自家用	1,300		0	0	0	0.0	1	0	1	1,300	0.0	0	0	0	0	0.0
	四輪	垂	営業用	3,500		0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
軽	5 0	乗用	自家用	5,400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-
軽自動車の	繁軽課	貨	営業用	1,900	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-
及び小型特殊自	適用分)	物用	自家用	2,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-
特殊自	四輪	乗	営業用	5,200		1 0	1	5,200	0.0	3	3	0	0	0.0	3	1	2	10,400	0.0
動車	2 5	用	自家用	8,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-
	% 軽課適用分	貨	営業用	2,900	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-
	用分)	物用	自家用	3,800	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-
	雪	上	車	3,600		7 4	3	10,800	100.0	7	4	3	10,800	100.0	7	4	3	10,800	100.0
	農	讲 作	業用	2,000	2,88	5 19	2,866	5,732,000	99.2	2,860	18	2,842	5,684,000	99.2	2,724	18	2,706	5,412,000	95.2
	特列	朱 作	業用	5,900	2,79	3 20	2,773	16,360,700	104.3	2,855	21	2,834	16,720,600	102.2	3,066	21	3,045	17,965,500	107.4
小			計		90,230	1,717	88,519	750,616,300	68.2	91,416	1,732	89,684	774,478,200	103.2	91,627	1,768	89,859	788,786,800	101.8
二輪	の小	√型∣	自動車	6,000	2,870	76	2,800	16,800,000	100.3	3,010	76	2,934	17,604,000	104.8	3,018	76	2,942	17,652,000	100.3
合			計		99,28	7 1,891	97,396	780,241,100	105.2	100,469	1,907	98,562	804,655,700	103.1	100,576	1,947	98,629	818,812,200	101.8

2 市たばこ税

# 市たばこ税調定額等の推移

区	分	_	_	年	度 /	3	4	5
課	税	本		数	(本)	335,621,040	344,052,379	343,806,390
	前	年		比	٤ (%)	99.6	102.5	99.9
<b>1</b>	税    率		承	6,122円/千本(~9月) 6,552円/千本(10月~)	6,552円/千本	6,552円/千本		
調		定		額	(円)	2,117,875,461	2,254,231,167	2,252,619,439
調	定額	前	年	比	(%)	106.9	106.4	99.9

# 3 入 湯 税

## 入湯税調定額等の推移

	勿1ル前尺段→071至少			(単位;人、円、%)
区分	年度	3	4	5
<sub>姜</sub> 特	浅 虫 分	12	12	12
義務者 特別徴収	その他	8	8	9
14 収	合 計	20	20	21
,	浅 虫 分	72,281	101,486	109,633
入湯	その他	100,126	145,013	201,824
客数	合 計	172,407	246,499	311,457
200	前 年 比	106.8	143.0	126.4
	浅 虫 分	10,842,150	15,222,900	16,444,950
調完	その他	14,912,700	21,587,025	30,103,650
定額	合 計	25,754,850	36,809,925	46,548,600
	前 年 比	110.5	142.9	126.5

### 4 鉱 産 税

### 鉱産税調定額等の推移

(単位:t、円、%)

						(
区分			年度	3	4	5
採	掘実	収	量	213,185	182,066	168,750
調	定		額	389,900	325,000	303,800
前	年		比	101.1	83.4	93.5

## 5 事 業 所 税

#### 事業所税調定額の推移

(単位:円、%)

区分		年度	3	4	5
調	定	額	0	0	0
前	年	比	0.0	0.0	0.0

## 譲与税及び交付金の概要

#### 1 譲与税

種目	被譲与団体	譲与の基準	譲与時期等
自動車重量譲与税 (昭和 46 年創設)	市町村	<ul> <li>◎ 自動車重量税の収入額の 1,000 分の 348(ただし、当分の間は 1,000 分の 422)に相当する額を市町村に対し、その2分の1を市町村道の延長で、他の2分の1を面積で按分し譲与する。</li> <li>◎ 譲与税の算定の基礎となる道路の延長及び面積は、道路の種別その他の事情を参酌して所要の補正を加える。</li> </ul>	第1期 6月 (2月~4月) 第2期 11月 (5月~9月) 第3期 3月 (10月~1月)
地方揮発油讓与税 ※旧地方道路讓与税 (平成 21 年創設)	都道府県 及び 市町村	<ul> <li>● 地方揮発油税の収入額に相当する額を譲与する。</li> <li>● 譲与税の 100 分の 58 に相当する額を都道府県及び指定市に対し、その2分の1を一般国道及び都道府県道の延長で、他の2分の1を面積で按分し、譲与する。</li> <li>● 譲与税の 100 分の 42 に相当する額を市町村に対し、その2分の1を市町村道の延長で、他の2分の1を面積で按分し、譲与する。</li> <li>● 譲与税の算定の基礎となる道路の延長及び面積は、道路の種別その他の事情を参酌して所要の補正を加える。</li> </ul>	第1期 6月 (3月~5月) 第2期 11月 (6月~10月) 第3期 3月 (11月~2月)
特別とん譲与税 (昭和32年創設)	開港所在市町村	<ul> <li>● 外国貿易船が開港に入港する場合、とん税及び特別とん税を併せて納付させる。</li> <li>◆開港への入港ごとに納付する場合         <ul> <li>(純トン数1トンまでごとに) 20 円</li> <li>◆開港ごとに1年分を一括して納付する場合</li></ul></li></ul>	第1期 9月 (3月~8月) 第2期 3月 (9月~2月)
航空機燃料讓与税 (昭和 47 年創設)	空港関係 都道府県 及び 空港関係 市町村	<ul> <li>⑥ 航空機燃料税の収入額に相当する額の13分の2に相当する額を譲与する。ただし、平成23年度から次のとおり譲与割合が変更となっている。</li> <li>◇平成23年度から令和2年度までは、譲与割合を9分の2とする。</li> <li>◇令和3年度は、譲与割合を9分の4とする。</li> <li>◇令和4~6年度は、譲与割合を13分の4とする。</li> <li>⑥ 譲与税の5分の4に相当する額の4分の1を延べ重量で、4分の1を旅客数で、2分の1の額を騒音が特に著しい区域内の世帯数で按分して空港関係市町村に譲与する。</li> <li>⑥ 譲与税の5分の1に相当する額を空港関係都道府県に譲与する。</li> </ul>	第1期 9月 (3月~8月) 第2期 3月 (9月~2月) 航空機の騒音により生じる 障害防止・空港対策に充当
森林環境讓与税 (平成31 年創設)	都道府県 及び 市町村	<ul> <li>○ 森林環境税の収入額に相当する額を譲与する。</li> <li>◇国内に住所を有する個人に対して、年額1,000 円を課する。</li> <li>(令和6年度から課税開始)</li> <li>⑤ 総額の9割に相当する額の55%を私有林人工林面積、20%を林業就業者数、25%を人口で按分して譲与する。</li> </ul>	第1期 9月 (3月~8月) 第2期 3月 (9月~2月) 森林整備及びその促進に関する費用、市町村の支援等に関する費用に充当

#### 2 交付金

種目	被交付団体	交付の基準	交付時期等
利子割交付金(昭和63年創設)	市町村	◎ 道府県は、当該道府県に納付された利子割額から、所要の調整を加えた後の額の5分の3を、当該市町村に係る個人県民税の額の個人県民税合計額に対する割合(前年度以前3年度分の平均額)で按分し、交付する。	第1期 8月 (3月~7月) 第2期 12月 (8月~11月) 第3期 3月 (12月~2月)
配当割交付金	市町村	◎ 道府県は、当該道府県に納付された配当割額に 100 分の 99 を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、当該市町村に係る個人県民税の額の個人県民税合計額に対する割合(前年度以前3年度分の平均額)で按分し、交付する。	第1期 8月 (3月~7月) 第2期 12月 (8月~11月) 第3期 3月 (12月~2月)
株式等譲渡所得割交付金(平成16年創設)	市町村	◎ 道府県は、当該道府県に納付された株式等譲渡所得割額に 100 分の 99 を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、当該市町村に 係る個人県民税の額の個人県民税合計額に対する割合(前年度以 前3年度分の平均額)で按分し、交付する。	3月 (3月~2月)
法人事業税交付金(令和元年創設)	市町村	<ul> <li>◎ 道府県は、当該道府県に納付された法人事業税額に100分の7.7 を乗じて得た額を、当該市町村の従業者数で按分し、交付する。ただし、令和元年度から令和4年度において、次のとおり経過措置が講じられる。</li> <li>◇令和元年度は同年度内に交付せず、令和2年度に交付するべき額に加算して交付する。</li> <li>◇令和2年度の交付率は100分の34とし、当該市町村の法人税割額により按分し、交付する。</li> <li>◇令和3年度の交付率は100分の7.7とし、3分の2を法人税割額で、他の3分の1を当該市町村の従業者数で按分し、交付する。</li> <li>◇令和4度の交付率は100分の7.7とし、3分の1を法人税割額で、他の3分の2を当該市町村の従業数で按分し、交付する。</li> </ul>	第1期 8月 (3月~7月) 第2期 12月 (8月~11月) 第3期 3月 (12月~2月)
地方消費税交付金 (平成9年創設)	市町村	<ul> <li>◎ 道府県は、次の①と②の合計額を交付する。</li> <li>① 当該道府県に従来分として納付された地方消費税から、所要の調整を加えた後の額の2分の1に相当する額の2分の1を市町村の人口で、他の2分の1を市町村の従業者数で按分した額。</li> <li>② 当該道府県に引上げ分として納付された地方消費税から、所要の調整を加えた後の額の2分の1に相当する額を市町村の人口で按分した額。</li> </ul>	第1期 6月 (2月~4月) 第2期 9月 (5月~7月) 第3期 12月 (8月~10月) 第4期 3月 (11月~1月) 引上げ分については社会保 陣施策に充当
ゴルフ場利用税交付金 (平成元年創設)	ゴルフ場所在市町村	◎ 道府県は、当該道府県内のゴルフ場所在市町村に対し、当該道府県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額の10分の7に相当する額を交付する。	第1期 8月 (3月~7月) 第2期 12月 (8月~11月) 第3期 3月 (12月~2月)
自動車取得税交付金 (昭和43年創設 ~令和元年廃止)	市町村	<ul> <li>◎ 道府県は、当該道府県に納付された自動車取得税額に 100 分の 95 を乗じて得た額の 10 分の7に相当する額の2分の1を市町村道 の延長で、他の2分の1を面積で按分し交付する。</li> <li>⑥ 交付金の算定の基礎となる道路の延長及び面積は、道路の種別 その他の事情を参酌して所要の補正を加える。</li> </ul>	第1期 8月 (3月~7月) 第2期 12月 (8月~11月) 第3期 3月 (12月~2月)
環境性能割交付金(令和元年創設)	市町村	<ul> <li>◎ 道府県は、当該道府県に納付された環境性能割額に相当する額に 100分の 95 を乗じて得た額の 100分の 43 に相当する額を市町村道の延長及び面積で按分して交付する。</li> <li>◇令和元年度~令和3年度の交付割合は 100分の 47。</li> <li>◎ 交付金の算定の基礎となる道路の延長及び面積は、道路の種別その他の事情を参酌して所要の補正を加える。</li> </ul>	第1期 8月 (3月~7月) 第2期 12月 (8月~11月) 第3期 3月 (12月~2月)

#### 3 地方特例交付金等

種目	被交付団体	交付の基準	交付時期等
地方特例交付金 (平成 20 年創設)	都道府県 及び 市町村	<ul> <li>● 住宅借入金等特別税額控除の実施に伴い、総務省令で定めるところにより、市町村分の地方特例交付金総額を各市町村の減収見込額で按分した額を交付する。</li> <li>● 個人住民税減収補填特例交付金</li> <li>○ 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車について環境性能割の税率軽減措置による減収に対応するため交付する。</li> <li>● 自動車税減収補填特例交付金各都道府県の自動車税の環境性能割の減収見込額並びに市町村道の延長及び面積に応じて按分した額</li> <li>● 軽自動車税減収補填特例交付金各都道府県の軽自動車税の環境性能割の減収見込額及び該当都道府県の区域内に定置場を有する自家用の四輪以上の軽自動車(常用のもの)の台数に応じて按分した額</li> <li>⑤ 令和3年度から令和8年度までの間に限り、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準特例とび新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準特例による減収額に相当する額を交付する。</li> <li>● 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金</li> </ul>	第1期 4月 第2期 9月 第3期 3月
国有提供施設等 所在市町村助成交付金 (昭和32年創設)	市町村	<ul> <li>◎ 国が所有する固定資産のうち、自衛隊使用資産(飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫等の用に供する土地、建物、工作物)の所在する市町村に対し、毎年3月31日現在の所在状況に応じて交付する。</li> <li>③ 次の①と②の合計額を交付する。</li> <li>① 交付金の総額の10分の7に相当する額を各市町村の交付対象資産の価格の合算額に按分した額</li> <li>② 交付金の総額の10分の3に相当する額を交付対象資産の種類及び用途、当該市町村の財政状況等から総務大臣が必要と認め配分する額</li> </ul>	12 月
交通安全対策 特別交付金 (昭和 43 年創設)	都道府県 及び 市町村	<ul><li>◎ 交通違反の反則金収入額等から、当該市町村交通事故発生件数、人口、改良済道路延長と、関係都道府県交通事故発生件数、人口、改良済道路延長等を勘案した割合で按分し交付する。</li></ul>	第1期 9月(2月~7月) 第2期 3月(8月~1月) 道路交通安全施設の設置及 び管理に充当

# 譲与税と交付金

## 1 譲与税の年度別推移

(単位:千円、%)

年度等	3		4		5					
区分	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比				
自動車重量譲与税	重量譲与税 601,009 101		599,939	99.8	605,754	101.0				
6月譲与分	172,611	111.3	154,502	89.5	167,133	108.2				
11月譲与分	245,157	101.2	248,485	101.4	250,167	100.7				
3月譲与分	183,241	94.7	196,952	107.5	188,454	95.7				
地方揮発油譲与税	210,198	103.5	200,456	95.4	200,931	100.2				
6月譲与分	65,219	93.1	55,990	85.8	55,808	99.7				
11月譲与分	66,011	107.0	82,144	124.4	83,043	101.1				
3月譲与分	78,968	110.9	62,322	78.9	62,080	99.6				
特別とん譲与税	10,147	105.2	10,276	101.3	11,412	111.1				
9月譲与分	4,419	95.5	4,753	107.6	5,556	116.9				
3月譲与分	5,728	114.2	5,523	96.4	5,856	106.0				
航空機燃料讓与税	49,947	494.9	46,927	94.0	46,458	99.0				
9月譲与分	19,554	235.4	21,174	108.3	22,598	106.7				
3月譲与分	30,393	1,699.8	25,753	84.7	23,860	92.6				
森林環境譲与税	59,155	99.5	78,058	132.0	78,058	100.0				
9月譲与分	29,795	100.2	39,029	131.0	39,029	100.0				
3月譲与分	29,360	98.7	39,029	132.9	39,029	100.0				
合 計	930,456	106.6	935,656	100.6	942,613	100.7				

## 2 交付金の年度別推移

(単位:千円、%)

	 _ 年 度 等	3		4		5	. + (1, 70)		
区分		調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比		
利子	割交付金	20,133	78.1	13,640	67.7	12,077	88.5		
	8月交付分			9,844	82.4	8,536	86.7		
	1 2 月 交 付 分	4,685	71.4	2,179	46.5	2,135	98.0		
	3月交付分	3,496	66.3	1,617	46.3	1,406	87.0		
配当	割交付金	92,484	170.3	77,201	83.5	89,208	115.6		
	8月交付分	13,573	108.5	15,505	114.2	15,388	99.2		
	1 2 月 交 付 分	2,402	132.1	2,432	101.2	2,670	109.8		
	3 月 交 付 分	76,509	191.4	59,264	77.5	71,150	120.1		
株式等譲	護渡所得割交付金	86,551	136.1	51,622	59.6	95,127	184.3		
地方消	費 税 交 付 金	6,865,322	108.4	7,081,423	103.1	7,021,260	99.2		
	6月交付分	1,364,727	94.3	1,694,520	124.2	1,861,677	109.9		
	9月交付分	2,290,357	107.2	2,061,877	90.0	2,068,848	100.3		
	1 2 月 交 付 分	1,453,335	127.3	1,423,352	97.9	1,182,785	83.1		
	3 月 交 付 分	1,756,903	109.3	1,901,674	108.2	1,907,950	100.3		
環 境 性	能割交付金	63,157	108.4	66,963	106.0	81,133	121.2		
	8月交付分	20,719	114.1	20,421	98.6	27,697	135.6		
	1 2 月 交 付 分	17,493	84.8	21,577	123.3	24,412	113.1		
	3 月 交 付 分	24,945	128.0	24,965	100.1	29,024	116.3		
ゴルフ場	易利用税交付金	20,274	102.3	22,686	111.9	49,332	217.5		
	8月交付分	5,685	108.6	6,754	118.8	7,132	105.6		
	1 2 月 交 付 分	11,839	100.5	12,771	107.9	13,158	103.0		
	3 月 交 付 分	2,750	98.1	3,161	114.9	29,042	918.8		
自動車	取得税交付金	0	0.0	0	_	0			
	8月交付分	_	皆減	_	_	_	_		
	12月交付分	_	皆減	—	_	-	_		
	3 月 交 付 分	_	皆減	_	_	_	_		

(単位:千円、%)

	年度等	3		4		5				
区分		調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比			
法人事	業税交付金	579,311	177.1	526,095	90.8	478,814	91.0			
	8月交付分	310,742	148.7	264,611	85.2	242,219	91.5			
	1 2 月 交 付 分	98,318	221.4	97,791	99.5	80,549	82.4			
	3月交付分	170,251	231.0	163,693	96.1	156,046	95.3			
	슴 計	7,727,232	2,362.3	7,839,630	101.5	7,826,951	99.8			

## 3 地方特例交付金等の年度別推移

(単位:千円、%)

	年 度 等	3		4		5					
区分		調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比				
地方特	持例 交付金	697,636	250.1	291,289	41.8	291,324	100.0				
	4 月 交 付 分	135,850	109.9	141,758	104.3	134,086	94.6				
	9 月 交 付 分	139,721	89.9	143,069	102.4	144,146	100.8				
	3 月 交 付 分	422,065	皆増	6,462	1.5	13,092	202.6				
国有提供施設	等所在市町村助成交付金	3,251	94.4	3,254	100.1	3,176	97.6				
交通安全	対策特別交付金	38,753	97.1	36,326	93.7	32,789	90.3				
	9 月 交 付 分	20,587	99.8	19,482	94.6	17,122	87.9				
	3 月 交 付 分	18,166	94.2	16,844	92.7	15,667	93.0				
1	合 計	739,640	229.5	330,869	44.7	327,289	98.9				

## 国 民 健 康 保 険 税

#### 1 年度別国保加入状況

(各年度3月31日現在)(単位:世帯、人、%)

区分	全	<u>†</u> †	ī		E 1	呆	加	入率				
年度	世帯数	人口	一世帯当り 人 ロ	世帯数	被 保 険 者 数	一世帯当り 被保険者数	帯	被保「	険 者			
4	136,490	269,095	2.0	36,970	53,677	1.5	27.09		19.95			
5	136,059	265,073	1.9	35,831	51,137	1.4	26.33		19.29			

#### 2 年度別医療諸費費用額負担区分(一般+退職)

(単位:円)

区分	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法	負 担 金
年度	复 用 領	体陕有貝担万	一即貝担並	他 法 優 先	国 保 優 先
4	21,682,870,526	15,987,008,600	5,073,852,788	0	622,009,138
5	21,602,013,522	15,912,203,550	5,066,662,457	0	623,147,515

#### 3 療養の給付(診療費)

(単位:%,円)

																			`	$\neg$	, .	
年度 区分	受	診	率	伸	長	率	1費	件 当 用	領額		帯当り 用 額	1 神	坡保当用	り 額 総		当 り 額	1 給	世帯付	当り 額	1 1/2	保付	当 り 額
4			1,116.62			101.72		26,	545	43	3,836	i	296,40	)2	19	,621		320	,686		219	9,096
5			1,136.88			101.81		27,3	323	44	7,891		310,62	29	20	,182		330	,831		229	,443

#### 4 年度別保険税賦課状況(医療分)

(単位:%,円)

											. 70 、 🖂
区分	納期		賦課	割合	ì		税	率		課	Ŧ.
年 度	区 分	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	限	度 客
4	9	50.95	1	27.54	21.51	9.71/100	-	20,040	24,720		65万円
5	9	51.48	1	27.10	21.42	9.71/100	-	20,040	24,720		65万円

#### 5 年度別保険税負担額調

(単位:%、円)

												'	
区分	調	+	額	収	7	額	収	7	埊	1世	帯当り	1人	.当り
年度	印	Æ	行只	4X		钦	40		#	調定額	収入額	調定額	収入額
4		4,604	1,379,100		4,258	3,195,260			92.48	124,544	115,180	85,779	79,330
5		4,489	,439,500		4,15	3,508,928			92.52	125,295	115,919	87,792	81,223

<sup>\*</sup>収入額は未還付額を除く。

#### 6 令和5年度保険税の軽減状況

R6.3.31現在 イ 世帯数 35,831 世帯 ロ 被保険者数 51,137 人

区分	7割軽減 A	5割軽減 B	2割軽減 C	計 A+B+C		が被保険者 に対する 割合
世帯数	14,098 (5,831) 世帯	5,684 (2,086) 世帯	4,069 (1,384) 世帯	23,851 世帯 (9,301)	41,089円	67.47%
被保数	17,576 (6,267) 人	9,388 (2,484) 人	6,868 (1,650) 人	33,832 (10,401) 人	28,967円	66.98%
軽 減 額	691,876 千円	223,620 千円	64,525 千円	980,021 千円	イ, 27,351円 ロ, 19,165円	

<sup>\*()</sup>は介護分、軽減額は介護分を含む。

### 7 年度別徴収実績調

	区分	予 算 額	調定額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額
年 度	等	Α	В	С	D	E
		千円	円	円	円	円
	現年課税分	4,188,849	4,604,379,100	4,262,629,690	6,603,870	339,579,970
4	滞納繰越分	305,188	2,229,218,233	335,278,881	280,341,805	1,614,014,327
	計	4,494,037	6,833,597,333	4,597,908,571	286,945,675	1,953,594,297
	現年課税分	4,121,756	4,489,439,500	4,159,758,157	4,694,700	331,235,872
5	滞納繰越分	282,188	1,944,261,667	307,243,728	226,236,629	1,410,862,447
	計	4,403,944	6,433,701,167	4,467,001,885	230,931,329	1,742,098,319

	区分		収	入	步	合
`			調 定	予 算	調 定	調 定
		未 還 付 額	対	対	対	対
佐	度等		収 入	収 入	不納欠損額	未 済 額
	及节		C/B	C/A	D/B	E/B
		円	%	%	%	%
	現年課税分	4,434,430	92.58	101.76	0.14	7.38
4	滞納繰越分	416,780	15.04	109.86	12.58	72.40
	計	4,851,210	67.28	102.31	4.20	28.59
	現年課税分	6,249,229	92.66	100.92	0.10	7.38
5	滞納繰越分	81,137	15.80	108.88	11.64	72.57
	計	6,330,366	69.43	101.43	3.59	27.08

徴 収

#### 1 収納率調

(単位:円、%)

									(手匹.)	1 1 ( / 0 /
	年 度 等		3			4			5	
区分		調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
	総額	35,852,768,017	34,065,114,012	95.01	35,943,463,818	34,298,235,661	95.42	35,972,829,820	34,457,870,275	95.79
一般市税	現年	33,862,176,876	33,590,363,969	99.20	34,294,908,300	34,015,418,504	99.19	34,524,169,053	34,213,135,731	99.10
	滞納繰越	1,990,591,141	474,750,043	23.85	1,648,555,518	282,817,157	17.16	1,448,660,767	244,734,544	16.89
	総額	7,384,929,879	4,838,978,268	65.45	6,833,597,333	4,597,908,571	67.21	6,433,701,167	4,467,001,885	69.33
国民健康保険税	現年	4,869,608,300	4,488,728,936	92.08	4,604,379,100	4,262,629,690	92.48	4,489,439,500	4,159,758,157	92.52
	滞納繰越	2,515,321,579	350,249,332	13.90	2,229,218,233	335,278,881	15.02	1,944,261,667	307,243,728	15.80

#### 2 財産差押状況調

(単位:円、%)

	\	_	į.	年度	等		3				4			5	
	区	分		+ 皮	₹	件数	金額		前年比	件数	金額	前年比	件 数	金額	前年比
動					産	3	3,8	18,721	_	3	8,727,250	-	1	793,400	_
不			動		産	13	21,59	99,976	95.8	8	13,718,856	63.5	5	18,345,400	133.7
無	体	財	産	権	等	2	1	73,910	_	3	(	_	5	0	_
	保	証 3	金分	担	金	0		0	_	0	(	_	0	0	-
	出		資		金	2	1	73,910	_	3	1,553,780	-	5	1,459,327	_
債	•				権	821	551,79	98,751	177.0	1,280	538,490,509	97.6	1,165	350,237,222	65.0
			計			839	577,39	91,358	165.5	1,294	560,936,615	97.2	1,176	369,376,022	65.8

#### 3 不納欠損処分の状況調

(単位:件、円)

			_	年 度	等		3			4			5	
	区	分			_	件 数	金	額	件 数	金	額	件 数	金	額
市	民	1	税	個人		3,417		49,508,762	3,454		52,619,777	2,969	Ę	6,386,311
ılı	D.	5	杌	法 人		41		2,982,052	51		6,180,235	53		6,150,683
固	琔	Ē	資	産	税	9,055		131,928,691	8,120		144,320,560	7,506	17	1,544,861
軽	É	1	動	車	税	1,204		6,892,680	1,237		7,968,924	1,103		7,253,741
事		業		所	税	0		0	0		0	1		218,116
ľ	参	考	1	県 民	税	3,417		32,552,955	3,454		34,596,845	2,969	3	37,086,681
計	( ,	県	民	税除	( )	13,717		191,312,185	16,316		211,089,496	14,601	24	1,553,712
国	民	健	康	保 険	税	21,099		302,923,216	20,714		286,945,675	16,197	23	30,931,329

#### 4 納税貯蓄組合調

#### (1) 納税貯蓄組合普及状況

(単位:件、人)

	_		年	度	等		;	3				•	4				5	;		
区	:	分		_	/	組合数	組	合	員	数	組合数	組	合	員	数	組合数	組	合	員	数
地	域	5	訓	組	中	62				2,851	56				2,579	40				1,777
勤	務	先	別	組	卟	5				112	5				110	5				110
業	務	5	訓	組	中	0				0	0				0	0				0
窓			糸	A	合	0				0	0				0	0				0
そ	の	他	の	組	白	0				0	0				0	0				0
		Ī	it			67				2,963	61				2,689	45				1,887

#### (2) 納税貯蓄組合納付実績

(単位:千円)

			年	度	3	4	5
税	目			_	0	<b>T</b>	J
個	人	市	民	税	30,232	29,591	31,696
固	定	資	産	税	250,913	238,478	204,567
軽	自	動	車	税	6,992	6,499	4,454
国	民 健	康	保 険	税	46,769	39,703	24,430
	合		計		334,906	314,271	265,147

## そ の 他

### 1 証明等に関する調

(単位:件、円、%)

		年 度	等	4	1	5	) )
区	分		_	件数	金額	件数	金額
%1 <b>≘≠</b>	≣π		明	28,057	8,417,100	25,898	7,769,400
諸	証		叨	(14,154)	(4,246,200)	(14,449)	(4,334,700)
資		 証	明	647	194,100	714	214,200
貝	生	配	ᄬ	(135)	(40,500)	(177)	(53,100)
評	価	証	明	2,076	622,800	2,152	645,600
計	ΊЩ	配	197	(349)	(104,700)	(331)	(99,300)
公	課金	証	明	893	267,900	909	272,700
Д	本 亚	叫	נעי	(160)	(48,000)	(134)	(40,200)
課	———— 税	証	明	29	8,700	29	8,700
	亿	印工	177	(12)	(3,600)	(11)	(3,300)
雅特	法第72条	等による証	E明	1,166	1,041,600	1,016	908,400
*3 そ	<b>↑</b>	<b>Φ</b> ≣Τ		373	111,900	418	125,400
7	の他	の証	明	(0)	(0)	(0)	(0)
評	価 通	知	書	5,685	-	4,942	-
КЩ	<del></del> 税	 証	明	2,287	686,100	2,706	811,800
納	忧	配	뱃	(508)	(152,400)	(632)	(189,600)
軽(	自動車	納税証	明	9,133	_	3,660	_
半生 日	日 期 串	邢沙 优	ᄬ	(6,502)		(2,819)	
	小	計		50,346	11,350,200	42,444	10,756,200
	7],	рΙ		(21,820)	(4,595,400)	(18,553)	(4,720,200)
自動	車臨時運行	宁許 可 手 数	料	2,006	1,504,500	1,958	1,468,500
	動 機 付		車料	7	4,900	7	4,900
閲	覧 手	数	料	425	170,000	495	198,000
	合	計		52,784	13,029,600	44,904	12,427,600
		ál		(21,820)	(4,595,400)	(18,553)	(4,720,200)
	前年	比		99.3	98.0	85.1	95.4
	fi) <del>+</del>	باط ا		(99.4)	(100.7)	(85.0)	(102.7)

<sup>()</sup>内は、支所等での交付件数及び金額(内書き)。

<sup>※1「</sup>諸証明」は、所得証明、課税証明、所得課税証明及び営業証明のこと。

<sup>※2 「</sup>租特法第72条等による証明」は住宅用家屋証明のこと。

<sup>※3「</sup>その他の証明」は無資産証明及び狩猟税用証明のこと。

### 【備考】使用料・手数料

#### (1)証明手数料

① 資産に関する証明	1件につき	300円
② 租税公課に関する証明	1件につき	300円
③ 納税に関する証明	1件につき	300円
④ 営業に関する証明	1件につき	300円
⑤ 所得及び課税に関する証明	1件につき	300円
⑥ 住宅用家屋証明(72条·73条·74条)	1件につき	900円
⑦ 住宅用家屋証明(75条)	1件につき	300円
⑧ その他の証明(狩猟税用)	1件につき	300円
⑨ その他の証明(介護・後期納付証明)	1件につき	450円

#### (2)閲覧手数料

公簿・図面等の閲覧 1件につき 400円

(3)その他の手数料		
① 自動車臨時運行許可手数料	1件につき	750円
② 原動機付自転車試乗標識の交付	1件につき	700円

### 2 令和6年度納税通知書に関する調

(単位:件)

	科		目		総発行枚数	納税組合へ 一括配布数	郵送による各 個人宛配布数
市	・県民	税普	通 徴	収	44,836	107	44,729
固	定	資	産	税	110,526	539	109,987
軽	自	動	車	税	100,239	694	99,545
国」	民健康保	険税	普通領	奴収	27,442	164	27,278
国化	呆特別徴	収(本徴	如)通知	書記	9,653	_	9,653
		計			292,696	1,504	291,192

#### 3 減免に関する調(令和5年度)

(単位:件、円)

税	目	申請件数	不承認等件数	承認件数	減免税額	承認件数内訳
個人市	民 税	41	0	41	950,200	生活保護39 、病気による多額の出費2
法人市	民 税	119	0	119	5,837,400	公益法人41 、NPO75 、その他3
固定資	産 税	1,482	1	1,481	121,613,700	生活保護等923、公益174
						災害10、特別375
軽自動	車 税	1,533	0	1,533	14,780,200	障害1,401 、公益2 、福祉車両118 、
						生活保護12
国民健康	保険税	460	2	458	37,940,100	災害、生活保護、その他
						生活保護等
計		3,635	3	3,632	181,121,600	

## 青森市の税制

#### 1 令和6年度市税の一覧表

区 分 税 目	課税客体	納 税 義 務 者	賦課期日
	個 人  ○ 市内に住所を有する個人  ○ 市内に事務所、事業所又は、家屋敷な住所を有しない者	(均等割・所得割) を有する個人で市内に (均等割)	1月1日
	法 人  ○ 市内に事務所又は事業所を有する法  ○ 市内に寮・宿泊所・クラブ・その他これ  法人で当該市内に事務所・事業所を有	に類する施設を有する	
固定資産税	<ul><li>土地資産</li><li>家屋資産</li><li>償却資産</li></ul>	固定資産の所有者	1月1日

課税標準及び税率				告	期	限	納	]	期
	〇個	人			〇個	ļ.			
〇 所得割 一	•個人	申告	3月	17日	•普通徵	収			
			•給与	支払载	報告書	ţ	第1期	6月16日 ~	7月 1日
					1月	31日	第2期	8月16日 ~	9月 2日
			•公的	年金	等支払	<u>.</u>	第3期	10月16日 ~	10月31日
			報告	書			第4期	11月16日 ~	12月 2日
〇 個人均等割 3	3, 000円				1月	31日	•特別徴	収	
							徴収した	た月(6月~翌	年5月)の
							翌月10	日	
〇 法人均等割			〇法	人			〇法	\	
	1		法人	、税申·	告期阻	艮	申告期	限と同じ	
資本金等の金額	従業者数	税率(年額)	•確定	申告					
1千万円以下	50人以下	50,000円	各事	業年	度終了	7の			
	50人超	120,000円	翌日	1から2	2か月	以内			
1千万円超	50人以下	130,000円	・予定	申告					
1億円以下	50人超	150,000円		年度					
1億円超	50人以下	160,000円	以後	(6か)	月を経	過し			
10億円以下	50人超	400,000円		1から2		以内			
10億円超	50人以下	410,000円	・設立	設置	申告				
50億円以下	50人超	1,750,000円	新設	としてた	<b>から2</b> た	か月			
50億円超	50人以下	410,000円	以内	]					
100 1101 1102	50人超	3,000,000円							
〇 法人税割									
法人税額の12. に開始する事業4		年9月30日まで							
	法人税額の8.4%(令和元年10月1日以後   に開始する事業年度から)								
〇 固定資産の課	│ ○ 固定資産の課税標準額の1.6%			却資産	の申	 告	第1期	4月16日 ~	4月30日
					1月	31日	第2期	7月16日 ~	7月31日
〇 免税点			〇 住	宅用地			第3期	9月16日 ~	9月30日
土 地 30万円					1月	31日		12月16日 ~	
家屋	20万円								
償却資産	150万円								

区分	課税客体	納税義務者	賦課期日
税目	〇 原動機付自転車	原動機付自転車・軽自動車・ 小型特殊自動車・2輪の小型自動車の	
	〇 軽 自 動 車	所有者	
	〇 小型特殊自動車		
	○ 2輪の小型自動車		
軽自動車 (種別割)			4月1日

課税標準及び	税 率	申 告 期 限	納	期
〇 原動機付自転車		〇 取得申告	5月16日~5月	31日
· 50cc以下	2, 000円	所有者等となった日		
· 90cc以下	2, 000円	から15日以内		
·125cc以下	2, 400円			
・ミニカー	3, 700円			
	,			
〇 軽 自 動 車		〇 廃車申告		
<ul><li>-2輪のもの</li></ul>	3, 600円	所有者等でなくなっ		
-3輪のもの 旧税率	3, 100円	た日から30日以内		
新税率	3, 900円			
重課税率	4, 600円			
軽課(グリーン化特例 25%)	3, 000円			
軽課(グリーン化特例 50%)	2, 000円			
軽課(グリーン化特例 75%)	1, 000円			
+エロ木(ノ ) ノ 161寸(7) / 370/	1, 0001]			
   ・4輪以上のもの				
乗用営業用 旧税率	5, 500円			
乗用呂来用 旧代平 新税率				
	6, 900円			
重課税率	8, 200円			
軽課(グリーン化特例 25%)	5, 200円			
軽課(グリーン化特例 50%)	3, 500円 —			
軽課(グリーン化特例 75%)	1, 800円			
	_			
	7, 200円			
新税率	10, 800円			
重課税率	12, 900円			
軽課(グリーン化特例 75%)	2, 700円			
貨物営業用 旧税率	3, 000円			
新税率	3, 800円			
重課税率	4, 500円			
軽課(グリーン化特例 75%)	1, 000円			
貨物自家用 旧税率	4, 000円			
新税率	5,000円			
重課税率	6, 000円			
軽課(グリーン化特例 75%)	1, 300円			
・専ら雪上を走行するもの	3, 600円			
〇 小型特殊自動車				
-農耕作業用	2, 000円			
·その他のもの	5, 900円			
	, = = = 1 1			
〇 2輪の小型自動車	6, 000円			

区 分 税 目	課	税客体	納税義務者	賦課期日
市たばこ税	製造たばこの	)売渡又は消費等		
鉱 産 税	鉱物の掘採の	の事業	鉱物の掘採の事業を行う鉱業者	
特別土地保有税	〇保有分	市内に合計5,000	O㎡以上の土地を所有している者	1月1日
(平成15年度から 新たな課税を停止)	〇取得分	市内で合計5,0	00㎡以上の土地を取得した者	1月1日又は 7月1日
入 湯 税	鉱泉浴場に	おける入湯行為	鉱泉浴場における入湯客	
事業所税 (平成25年度から 課税団体取消)	事業所等にお	らいて行われる事業	事業所等において事業を行う 法人又は個人	
国民健康保険税	国民健康保(	険の加入者	国民健康保険の被保険者がいる世帯の世帯主	4月1日

課税標準及び税率	申 告 期 限	納期
〇 売渡本数千本につき		
令和3年9月30日まで 6,122円		
令和3年10月1日から 6,552円		
〇 鉱物の価格の100分の1		
※ただし、鉱物の価格が200万円以下である場合は100分の0.7	翌月15日~翌月末日	翌月15日~ 翌月末日
土地の取得価額又は修正取得価額の1.4%	5月末日	5月末日
土地の取得価額又は修正取得価額の3.0%	2月末日及び8月末日	2月末日及び8月末日
〇 宿泊客1人1日 150円	翌月末日	翌月末日
(不均一課税) 75円	0 74 1	
○ 資産割	〇 法 人	
・市内に所在する全ての事業所等の事業	各事業年度終了の日	
所床面積の合計が1,000㎡を超える場合	から2か月以内	
1㎡につき600円		申告期限と同じ
〇 従業者割	〇 個 人	
・市内に所在する全ての事業所等の従業	その年の翌年3月15日	
者数の合計が100人を超える場合	まで	
従業者の給与総額の100分の0. 25		
医療分<賦課限度額65万円>		
〇 所得割額		
・前年の総所得金額から基礎控除額		第1期 7月16日 ~ 7月31日
を控除した金額の 100分の9.71		
		第2期 8月16日 ~ 9月2日
〇 被保険者均等割額		
・被保険者1人につき 20,040円		第3期 9月16日 ~ 9月30日
〇 世帯別平等割額		第4期 10月16日 ~ 10月31日
・1世帯につき 24, 720円		第5期 11月16日 ~ 12月2日
後期高齢者支援金分<賦課限度額24万円>		3,0 M 117,10 L 127,2 L
〇 所得割額		第6期 12月16日 ~ 1月6日
・前年の総所得金額から基礎控除額		第0期 12月10日 1月0日
を控除した金額の 100分の2.46		第7期 1月16日 ~ 1月31日
〇 被保険者均等割額		第8期 2月16日 ~ 2月28日
・被保険者1人につき 6,360円		20 20 10 1 2 2 Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z
		第9期 3月16日 ~ 3月31日
〇 世帯別平等割額		<b>ポッポ ○月 ○日 ○日 ○月 ○   日</b>
・1世帯につき 7,680円		
介護分<賦課限度額17万円>		〇 月割賦課
〇 所得割額		納税通知書に定めた日
・前年の総所得金額から基礎控除額		
を控除した金額の 100分の2.74		
O ++ /D RO +/ 16 for the first		
〇 被保険者均等割額		
・被保険者1人につき 9,260円		
<ul><li>○ 世帯別平等割額</li><li>・1世帯につき</li><li>4,540円</li></ul>		

#### 2 税率の変遷

区分	年度	H元	нз	Н6	H7	Н8	Н9	H10
	均等割					2,500円 (県1,000円)		
個 人 市 民 税	所 得 割	120 万円以下 3% 120 万円超 8% 500 " 11% ※参考 県 500万円以下 2% 500万円超 4%			200 万円以下 3% 200 万円超 8% 700 " 11% ※参考 県 700万円以下 2% 700万円超 4% 定率による特別減税の 実施 (所得割額の15%相当 額、上限2万円)	定率による特別減税の 実施 (所得割額の15%相当 額、上限2万円)	200 万円以下 3% 200 万円超 8% 700 " 12% ※参考 県 700万円以下 2% 700万円超 3%	定額による特別減 税の実施 (本人17,000円、 控除対象・配偶者 及び扶養親族I人 につき8,500円、 限は所得割額)
法人市民税	均等割	1千万円以下 50人人 1千万円超 50人人	者数 税率(年額) 以下 40,000円 超 120,000円 以下 120,000円 以下 150,000円 以下 150,000円 超 400,000円 以下 400,000円 以下 400,000円	※(平成6年4月 1日以後終了 する事業年度 から適用) 税率(年額) 50,000円 120,000円 150,000円 400,000円 410,000円 410,000円 410,000円 3,000,000円				
	法人税割	100分の14.7						
固泵	官資 産 税	100分の1.6						

<sup>※</sup>平成16年度までは旧青森市の税率を掲載。

H11	H16	H17	H18	H19	H26	R元	R6
	3,000円 (県1,000円)	3,000円(県1,000円) 1,500円(県500円)	3,000円 (県1,000円)		3,500円 (県1,500円) 令和5年度までの臨時措置		3,000円 (県1,000円) ※令和5年度までの臨 時措置終了 ※参考:森林環境 税(国税)1,000円
200 万円以下 3% 200 万円超 8% 700 " 10%				一律 6%			所得割額の定額減 税の実施(本人+ 扶養人数×1万円 を上限)
※参考 県 700万円以下 2% 700万円超 3%				※参考 県 一律 4% 定率による恒久			
定率による恒久的な減 税の実施 (所得割額の15%相当 額、上限4万円)			定率による恒久的な 減税の一部改正 (所得割額の7.5%相 当額、上限2万円)	的な減税の廃止			※参考 県 所得割額から納税 義務者及び配偶者 を含めて扶養親族 1人につき4,000円)
		旧青森市区域 100分の14.7 旧浪岡町区域 100分の12.3 (平成23年3月31日まで)			100分の12.1 ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から	100分の8.4 ※令和元年10月1日 以後に開始する事業 年度から	
		旧青森市区域 100分の1.6 旧浪岡町区域 100分の1.4 (平成22年度まで)					

年度区分	H元	нз	Н7	Н9	H11	H15	H18
軽自動車稅 (種別割)	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90cc以下 1,200 円 125cc以下 1,600 円 原動機付自転車のうちミ ニカーに係るものでS60 年2月14日以前取得のも	原動機付自転車のうち ミニカーに係るもので、 S60年2月14日以前取 得の460に対する税率 の464円搭第1000円)	小型特殊自動車のうち、電気自動車に対す 充、電気自動車に対す 系税率の特別指定 (4,300円)を廃止				
軽自動車税 (環境性能割) 市 た ば こ 税	一般     1,997 円       1,000 本       旧3級品     948 円       1,000 本			一般     2.434 円 1,000 本       旧3級品     1,155 円 1,000 本	1,000 本	- 般 2.977 円 1.000 本 - 旧3級品 1.412 円 1.000 本	- 般 3,298 円 1,000 本 - 旧3級品 1,564 円 1,000 本
	※平成元年4月1日に「市 たばこ消費税」から名称 変更				※平成11年5月1日売渡 分から実施		※平成18年7月1日売渡 分から実施
特別土地保有税	取得分 100分の3 保有分 100分の1.4					新たな課税の停止	
鉱 産 税							
入 湯 税	宿泊客 1人1日 150円 日帰り客 1人1日 75円						
事業所税							

H21	H22	H25	H27	H28	H29
			軽自動車のうち、平成27 年4月1日に最初の新規検 査を受けた下記の車両の	標準税率を改正 原動機付自転車 50cc以下 2,000 円	軽課(グリーン化特例) 平成28年4月1日から平成29年3月31日
			み 3輪のもの 3,900 円	90cc以下 2,000 円	までに最初の新規検査を受けた車両のうち、一定の環境性能を有するものについて適用
			4輪以上のもの 乗用営業用 6,900 円	ミニカー 3,700 円	〇軽減率 75% 50% 25%
			乗用自家用 10,800 円 貨物営業用 3,800 円	農耕作業用 2,000 円 その他のもの 5,900 円	三輪のもの 1,000円 2,000円 3,000円 四輪以上のもの
			貨物自家用 5,000 円	雪上車 3,600円 二輪の軽自動車	乗用営業用 1,800 円 3,500 円 5,200 円 乗用自家用 2,700 円 5,400 円 8,100 円 貨物営業用 1,000 円 1,900 円 2,900 円
				- 125cc超250cc以下 3,600 円 (側車付含む)	貨物自家用 1,300 円 2,500 円 3,800 円
				二輪の小型自動車 250 cc 超 6,000 円	
				重課税率	
				最初の新規検査から13年を経過した車両に 対して、その翌年度から適用	
				三輪のもの 4,600 円 四輪以上のもの	
				乗用営業用 8,200 円 乗用自家用 12,900 円	
				貨物営業用 4,500 円 貨物自家用 6,000 円	
				軽課(グリーン化特例)	
				平成27年4月1日から平成28年3月31日までに 最初の新規検査を受けた車両のうち、一定の環 境性能を有するものについて適用	
				○軽減率 75% 50% 25% 三輪のもの 1,000 円 2,000 円 3,000 円 四輪以上のもの	
				乗用営業用 1,800 円 3,500 円 5,200 円 乗用自家用 2,700 円 5,400 円 8,100 円	
				貨物営業用 1,000 円 1,900 円 2,900 円 貨物自家用 1,300 円 2,500 円 3,800 円	
	一般 4,618円	一般 5,262 円		— 般 <u>5,262 円</u>	— 般 <u>5,262円</u>
	1,000 本	1,000 本		1,000 本	1,000本
	旧3級品 2,190 円 1,000 本	旧3級品 2,495 円 1,000 本		旧3級品	H3級品 - 3,355円 - 1,000本 ※平成29年4月1日売渡分から実施
	※平成22年7月1日売渡 分から実施	※平成25年4月1日売渡 分から実施(県からの税 源移譲による)		次十級20千4万1日光級ガガウ <del>大</del> 爬	次十級29年4月1日元級月から天旭
1.0% (月産200万円以下 0.7%)					
※平成21年8月から 課税開始					
	資 産 割 600円/㎡ 従業者割 0.25/100	※平成25年4月1日			
	※平成22年10月1日から 課税開始	課税団体の 指定取消し			

年度 区分	H30	R元	R2	R3
E //	軽課(グリーン化特例)	軽課(グリーン化特例)	軽課(グリーン化特例)	軽課(グリーン化特例)
	平成29年4月1日から平成30年3月31日 までに最初の新規検査を受けた車両のう ち、一定の環境性能を有するものについ で適用	平成30年4月1日から平成31年3月31日 までに最初の新規検査を受けた車両のう ち、一定の環境性能を有するものについ て適用	平成31年4月1日から令和2年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両のうち、一定の環境性能を有するものについて適用	令和2年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両のうち、一定の環境性能を有するものについて適用
	○軽減率 75% 50% 25% 三輪のもの 1,000 円 2,000 円 3,000 円 四輪以上のもの 乗用営業用 1,800 円 3,500 円 5,200 円 乗用自家用 2,700 円 5,400 円 8,100 円 貨物営業用 1,000 円 1,900 円 2,900 円 貨物自家用 1,300 円 2,500 円 3,800 円	四輪以上のもの	○軽減率 75% 50% 25% 三輪のもの 1,000 円 2,000 円 3,000 円 四輪以上のもの 乗用営業用 1,800 円 3,500 円 5,200 円 乗用自家用 2,700 円 5,400 円 8,100 円 貨物営業用 1,000 円 1,900 円 2,900 円 貨物自家用 1,300 円 2,500 円 3,800 円	四輪以上のもの 乗用営業用 1,800 円 3,500 円 5,200 円 乗用自家用 2,700 円 5,400 円 8,100 円 貨物営業用 1,000 円 1,900 円 2,900 円
			軽自動車税(種別割)へ名称変更	
軽自動車税 (種別割)				
軽自動車税 (環境性能割)		令和元年10月1日から、自動車取得税が 廃止され、導入。 取得した軽自動車の燃費性能等に応じて 取得価格×0~2% ※臨時的軽減により更に1%分軽減。	取得した軽自動車の燃費性能等に応じて 取得価格×0~2% ※臨時的軽減により更に1%分軽減。	取得した軽自動車の燃費性能等に応じて 取得価格×0~2% ※臨時的軽減により更に1%分軽減。 (令和3年12月31日まで)
市たばこ税	一般     5.692円 1,000本       ※平成30年10月1日売渡分から実施 日3級品     4.000円 1,000本       ※平成30年4月1日売渡分から実施	一般     5.692円 1,000本       旧3級品     5.692円 1,000本 ※令和元年10月1日売渡分から実施	6.122円 1,000本 ※令和2年10月1日売渡分から実施	6,552円 1,000本 ※令和3年10月1日売渡分から実施
特別土地保有税				
鉱産税				
入 湯 税				
事業所税				

R4	R5	R6	
軽課(グリーン化特例)	軽課(グリーン化特例)	軽課(グリーン化特例)	
令和3年4月1日から令和4年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両のうち、一定の環境性能を有するものについて適用	税率75%及び50%軽減は令和8年3月 31日までに、税率25%軽減は令和7年3月 31日までに、最初の新規検査を受けた車 両のうち、一定の環境性能を有するもの について適用		
○軽減率 75% 50% 25% 三輪のもの 1,000円 2,000円 3,000円	○軽減率 75% 50% 25% 三輪のもの 1,000 円 2,000 円 3,000 円		
四輪以上のもの 乗用営業用 1,800 円 3,500 円 5,200 円	四輪以上のもの 乗用営業用 1,800 円 3,500 円 5,200 円		
乗用自家用 2,700 円 適用なし 適用なし 貨物営業用 1,000 円 適用なし 適用なし	乗用自家用 2,700 円 適用なし 適用なし 貨物営業用 1,000 円 適用なし 適用なし		
貨物自家用 1,300 円 適用なし 適用なし	貨物自家用 1,300 円 適用なし 適用なし		
取得した軽自動車の燃費性能等に応じて 取得価格×0~2%			

## 青森市民憲章

わたくしたちは、青い空、青い海、青い森にいだかれ、悠久の歴史と香り高い文化と伝統に満ちた青森市の市民です。

わたくしたちは、郷土あおもりを心から愛し、夢と希望にあふれたしあわせな まちとするためこの憲章を定めます。

- 1 自然をたいせつにし 美しいまちにしましょう
- 1 元気に働き 活気のある豊かなまちにしましょう
- 1 たがいに助け合い あたたかいまちにしましょう
- 1 笑顔でふれあい 明るく平和なまちにしましょう
- 1 楽しく学び いきがいを感じるまちにしましょう

(平成17年4月27日制定)

## 令和6年度 税務概要

【編集·発行】 青森市税務部納税支援課 【発行月】 令和6年9月

〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号

電話 (017)734-5222

E-mail nozei-shien@city.aomori.aomori.jp

ホームページアドレス

http://www.city.aomori.aomori.jp/